

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

監査公表

定期監査

産業経済局、港湾空港局及び区役所（工事監査）
……（監査公表第10号）…… 1

定期監査

建築都市局（工事監査）
……（監査公表第11号）…… 2 2

定期監査

デジタル市役所推進室、企画調整局、総務局、市議会事務局及び教育委員会
……（監査公表第12号）…… 3 4

財政援助団体等監査

財政援助団体
（学校法人東筑紫学園（照曜館中学校、東筑紫学園高等学校））
（学校法人折尾愛真学園（折尾愛真中学校、折尾愛真高等学校））
（学校法人福原学園（自由ヶ丘高等学校））
（一般財団法人北九州市教職員互助会）
（北九州市中学校体育連盟）
公の施設の指定管理者
（公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム）
（株式会社図書館流通センター）
……（監査公表第13号）…… 3 8

財政援助団体等監査

出資団体
（公益財団法人アジア成長研究所）
（公益財団法人北九州国際交流協会）
（公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム）
（公益財団法人北九州市学校給食協会）
……（監査公表第14号）…… 4 1

定期監査

産業経済局、公営競技局及び農業委員会事務局
……（監査公表第15号）…… 5 1

財政援助団体等監査

財政援助団体

(北九州市国内観光客等誘致促進協議会)

(北九州市にぎわいづくり懇話会)

公の施設の指定管理者

(f a b b i t 共同事業体)

(北九州まちづくりマネジメントチーム共同事業体)

(株式会社ピーピーディオール・ジェイ・ウエスト・アクティオ株式会社共同
企業体)

…… (監査公表第16号) …… 53

財政援助団体等監査

出資団体

(公立大学法人北九州市立大学)

(公益財団法人北九州観光コンベンション協会)

(公益財団法人北九州産業学術推進機構)

(株式会社北九州輸入促進センター)

(皿倉登山鉄道株式会社)

(公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金)

…… (監査公表第17号) …… 56

監査の結果に基づく措置状況

上下水道局 (工事監査)

…… (監査公表第18号) …… 72

監査の結果に基づく措置状況

財政局

…… (監査公表第19号) …… 74

監査の結果に基づく措置状況

港湾空港局

…… (監査公表第20号) …… 79

北九州市監査委員

令和4年7月29日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、産業経済局、港湾空港局及び区役所において施工する工事（工事に係る委託並びに除草、浚渫及びエレベーター・エスカレーターの設備点検等に係る業務委託を含む。以下同じ。）で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに完了した工事及び前記対象期間中に債務負担行為により継続中の工事を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1、表2、表3のとおり工事を抽出し、それぞれ事務手続、設計・積算及び施工管理について、事務が適正に執行されているか等を主眼に、関係書類の審査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

表1 工事の抽出（産業経済局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	27	393,780	10	322,354	別表1 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	368	277,267	35	61,662	別表2 参照

表2 工事の抽出（港湾空港局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	65	4,598,767	19	1,677,860	別表3 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	222	201,436	24	40,103	別表4 参照

表3 工事の抽出（区役所）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	501	4,637,380	80	1,231,660	別表5 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	4,450	5,621,579	109	189,021	別表6 参照

3 監査の期間

令和3年12月13日から令和4年5月19日まで

4 監査の結果

(1) 産業経済局

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていた。

(2) 港湾空港局

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていた。

(3) 区役所

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていたが、一部に次のような事項が認められた。これについては、適切な措置を講じられたい。

※ [] 内の数字は、「別表5 本工事抽出一覧表」の番号を示す。

ア 工事費の積算について

(小倉北区役所まちづくり整備課)

[14] 高浜1号線(高浜跨線橋)歩道橋補修工事

本工事は、高浜跨線橋の定期点検結果に基づく塗装の塗替えを主とした補修工事である。

施工は、塗膜剥離剤を用いて既存の塗装を除去・回収した後、塗装の塗替えを行っている。

しかし、その積算において、塗膜除去工で発生した「廃材の回収・積込」が計上されていなかったため、過小な積算となっていた。

工事費の積算について、適正に行われたい。

別表1 本工事抽出一覧表（産業経済局）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	企業立地 支援部 企業立地 支援課	北九州空港跡地産業団地 他環境整備業務委託 〈小倉南区 曾根北町ほか〉	環境整備 業務	指名	3,131	R2. 9. 1 R2. 11. 13
2	産業イノベ ーション推 進室	学研北部除草業務委託 (2-3) 〈若松区ひびきの北〉	除草業務	指名	5,291	R2. 8. 31 R2. 12. 18
3	農林水産部 農林課	逆水池堤体改修工事 2-1 〈若松区大字安屋〉	堤体改修 工事	指名	19,367	R2. 12. 10 R3. 3. 31
4	農林水産部 農林課	合馬線林道開設工事 (1工区) 〈小倉南区大字合馬〉	林道開設 工事	一般	29,781	R2. 9. 3 R3. 3. 15
5	農林水産部 農林課	貫山線林道除草業務委託 〈小倉南区大字貫〉	除草業務	指名	2,739	R2. 11. 6 R3. 1. 31
6	農林水産部 水産課	曾根漁港道路②(上部 工)整備工事(2) 〈小倉南区 大字曾根新田地先〉	上部工 工事	一般	141,697	R2. 7. 2 R3. 2. 26
7	農林水産部 水産課	藍島漁港藻場増殖礁整備 工事(2) 〈小倉北区 大字藍島地先〉	藻場増殖 礁整備工 事	指名	96,165	R2. 9. 3 R3. 3. 26
8	農林水産部 水産課	藍島漁港(本村地区) 実施設計業務委託(2) 〈小倉北区大字藍島〉	漁港実施 設計	指名	9,152	R2. 9. 3 R3. 3. 26

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
9	農林水産部 東部農政事務所	大字伊川井堰改修工事 〈門司区大字伊川〉	井堰改修 工事	指名	5,046	R2. 11. 4 R3. 3. 10
10	農林水産部 西部農政事務所	安屋配水ポンプ施設改良 工事 〈若松区大字安屋〉	ポンプ施 設改良工 事	指名	9,985	R3. 1. 22 R3. 3. 31
計				10 件	322,354 千円	

別表2 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（産業経済局）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
総務政策部	渡船事業所	0	0	<ul style="list-style-type: none"> ・施設修繕工事 ・照明LED化工事 ・分譲用地維持工事 ・林道舗装工事 ・林業用施設維持工事 ・池改修工事 ・農道舗装補修工事 ・農業用施設維持工事 ・増殖礁造成工事 ・標識灯復旧工事 ・排水施設改修工事 ・デッキ改修工事 ・屋上防水修繕 ・除草業務委託 他
緊急経済対策室		0	0	
雇用・生産性 改革推進部	中小企業振興課	0	0	
観光部	観光課	0	0	
	門司港レトロ課	1	2,475	
商業・MICE 推進部	MICE推進課	1	2,420	
企業立地支援部	企業立地支援課	0	0	
産業イノベーション推進室		1	2,162	
農林水産部	農林課	2	4,258	
	水産課	5	9,732	
	東部農政事務所	5	7,667	
	西部農政事務所	14	21,590	
	総合農事センター	2	4,865	
中央卸売市場		4	6,493	
計		35	61,662	

別表3 本工事抽出一覧表（港湾空港局）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	港営部 港営課	新門司マリーナ7tテル ハクレーン塗装工事 〈門司区 新門司北二丁目〉	塗装工	指名	8,345	R2.12.24 R3. 3.15
2	港営部 港営課	新門司北フェリー埠頭 照明設備整備工事 〈門司区 新門司北三丁目〉	照明設備 整備	一般	34,986	R2. 9.10 R3. 3.15
3	港営部 港営課	小倉ROROターミナル ビルエレベーター保守点 検業務委託 〈小倉北区 西港町118番地〉	保守点検 業務	随意	627	R2. 3.31 R3. 3.31
4	港湾整備部 整備課	新門司北地区埠頭用地 雨水排水管設置他工事 (31) 〈門司区 新門司北三丁目〉	排水管 設置	指名	41,378	R2. 4. 9 R2.11.16
5	港湾整備部 整備課	新門司北地区埋立地土質 調査業務委託(2) 〈門司区新門司北 三丁目地先〉	土質調査 業務	指名	5,194	R2.12.10 R3. 3.15
6	港湾整備部 整備課	海岸(高潮)新門司北 護岸工事(2) 〈門司区新門司北 二丁目地先ほか〉	護岸整備	指名	74,402	R2. 6.11 R3. 2.15
7	港湾整備部 整備課	新門司北地区埠頭用地 改良工事(2) 〈門司区 新門司北三丁目〉	埠頭用地 改良	指名	39,983	R2. 6.11 R3. 1.15
8	港湾整備部 整備課	新門司北地区埠頭用地 改良工事(2-2) 〈門司区 新門司北三丁目〉	埠頭用地 改良	指名	43,636	R2. 9.10 R3. 2.28

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
9	港湾整備部 整備課	海岸(高潮)新門司北 護岸工事(2-2) (門司区 新門司北二丁目地先)	護岸整備	指名	22,068	R2. 7.16 R2. 11.24
10	港湾整備部 整備課	太刀浦コンテナターミナル 舗装工事(31-3) (門司区太刀浦海岸)	舗装工	指名	66,725	R1. 12.12 R3. 1.29
11	港湾整備部 整備課	改修響灘西防波堤工事 (31) (若松区 響町三丁目地先)	防波堤 整備	一般	387,272	R2. 3.26 R3. 1.29
12	港湾整備部 整備課	廃棄物響灘東(西)護岸 工事(31) (若松区 響町二丁目地先)	護岸整備	一般	353,901	R2. 3.26 R3. 1.29
13	港湾整備部 整備課	廃棄物響灘東(西)護岸 工事(31-2) (若松区 響町二丁目地先)	護岸整備	一般	206,220	R2. 3.26 R3. 1.29
14	港湾整備部 整備課	改修(統合)若松船だまり 物揚場(-2.5m) 工事(2) (若松区 浜町一丁目地先)	物揚場 整備	指名	71,732	R2. 9.3 R3. 3.15
15	港湾整備部 整備課	響灘7号道路改修工事 (2) (若松区響町一丁目)	道路改良	指名	7,104	R2. 11.30 R3. 2.28
16	港湾整備部 整備課	北湊2号道路雨水側溝 整備工事(2) (若松区北湊町ほか)	側溝整備	指名	11,448	R2. 11.26 R3. 3.15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
17	エネルギー産業拠点化推進室 エネルギー産業拠点化推進課	響灘東地区基地港湾地盤改良工事(31) 〈若松区響町二丁目〉	地盤改良	一般	198,818	R2. 3.26 R3. 1.29
18	エネルギー産業拠点化推進室 エネルギー産業拠点化推進課	響灘東地区基地港湾地盤改良工事(2-2) 〈若松区響町二丁目〉	地盤改良	一般	100,907	R2. 7.30 R3. 3.15
19	エネルギー産業拠点化推進室 エネルギー産業拠点化推進課	響灘東4区画除草業務委託(2) 〈若松区響町二丁目〉	除草業務	指名	3,114	R2. 4.21 R2. 6.19
計				19 件	1,677,860 千円	

別表 4 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（港湾空港局）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
総務部	総務課	1	1,121	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空調機取替工事 ・ 照明LED化工事 ・ 港湾施設補修工事 ・ 岸壁防衝壁撤去工事 ・ 舗装設計業務委託 他
港営部	港営課	20	35,113	
港湾整備部	計画課	0	0	
	整備課	3	3,869	
計		24	40,103	

別表5 本工事抽出一覧表（区役所）

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	門司区役所 まちづくり 整備課	田野浦1号線他道路除草 業務委託 〈門司区 大字田野浦ほか〉	除草業務	指名	3,324	R2. 7. 6 R2. 10. 15
2	門司区役所 まちづくり 整備課	新原町4号線（南部・環 境）側溝整備工事 〈門司区新原町〉	環境整備	指名	2,315	R2. 4. 21 R2. 7. 1
3	門司区役所 まちづくり 整備課	大字伊川法面補修工事 〈門司区大字伊川〉	法面補修	指名	3,675	R2. 12. 23 R3. 3. 31
4	門司区役所 まちづくり 整備課	門司行橋線（大字畑） 舗装補修工事 〈門司区大字畑〉	舗装補修	指名	10,897	R2. 7. 10 R2. 10. 12
5	門司区役所 まちづくり 整備課	黒川白野江東本町線（環 境）防護柵補修工事 〈門司区高砂町ほか〉	環境整備	指名	2,767	R2. 4. 21 R2. 6. 30
6	門司区役所 まちづくり 整備課	新九郎公園整備工事 〈門司区原町別院〉	公園整備	指名	5,856	R2. 11. 11 R3. 3. 12
7	門司区役所 まちづくり 整備課	大里公園他（環境）維持 作業業務委託 〈門司区 不老町一丁目ほか〉	環境整備	指名	3,135	R2. 4. 27 R2. 7. 31
8	門司区役所 まちづくり 整備課	公園除草及び中下木剪定 業務委託（門司区2） 〈門司区 大字小森江ほか〉	除草剪定 業務	指名	24,652	R2. 5. 22 R2. 11. 30

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
9	門司区役所 まちづくり 整備課	大川他河川除草業務委託 〈門司区 奥田四丁目ほか〉	除草業務	指名	3,850	R2. 7. 6 R2.10.15
10	門司区役所 まちづくり 整備課	吉志一丁目地内管渠更生 工事 〈門司区吉志一丁目〉	管渠更生	指名	18,336	R2. 8.19 R3. 1.26
11	小倉北区役所 まちづくり 整備課	県道下到津戸畑線（井堀 交差点）道路改築工事 〈小倉北区 井堀一丁目ほか〉	道路改築	一般	88,318	R1.11.21 R3. 2.28
12	小倉北区役所 まちづくり 整備課	市立医療センター前他 昇降機保守点検業務委託 〈小倉北区 馬借一丁目ほか〉	昇降機保 守点検業 務	随意	7,115	R2. 4. 1 R3. 3.31
13	小倉北区役所 まちづくり 整備課	鹿児島本線 門司・小倉 間 9 K 7 8 5 m 付近高浜 跨線橋補修工事 〈小倉北区高浜一丁目〉	跨線橋 補修	随意	117,369	R2. 5.18 R3. 3.31
14	小倉北区役所 まちづくり 整備課	高浜1号線（高浜跨線 橋）歩道橋補修工事 〈小倉北区高浜一丁目〉	歩道橋 補修	指名	49,759	R2. 9. 3 R3. 3.15
15	小倉北区役所 まちづくり 整備課	国道199号自転車通行 帯設置工事（2-2） 〈小倉北区 中井一丁目ほか〉	自転車通 行帯設置	一般	41,161	R2. 9.24 R3. 3.31
16	小倉北区役所 まちづくり 整備課	西港町1号線舗装補修工 事（2-1） 〈小倉北区西港町地内〉	舗装補修	指名	15,906	R2.12.23 R3. 3.15

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
17	小倉北区役所 まちづくり 整備課	熊谷二丁目地内管渠更生 工事 〈小倉北区熊谷二丁目〉	管渠更生	指名	23,537	R2.10.14 R3. 3. 3
18	小倉北区役所 まちづくり 整備課	昭和町公園整備工事 〈小倉北区昭和町〉	公園整備	指名	6,666	R2.10.21 R3. 1.29
19	小倉南区役所 まちづくり 整備課	貫11号線床版設置工事 〈小倉南区下貫二丁目〉	床版設置	指名	9,637	R2. 9. 2 R2.12.18
20	小倉南区役所 まちづくり 整備課	曾根17号線交通安全 施設設置工事 〈小倉南区 中曾根東二丁目ほか〉	交通安全 施設設置	指名	6,765	R2.12.23 R3. 3.31
21	小倉南区役所 まちづくり 整備課	新道寺110号線災害 防除工事 〈小倉南区大字新道寺〉	災害防除	指名	22,435	R2.10.14 R3. 3.15
22	小倉南区役所 まちづくり 整備課	徳力5号線側溝整備工事 〈小倉南区徳力五丁目〉	側溝整備	指名	18,259	R2.11. 4 R3. 2.28
23	小倉南区役所 まちづくり 整備課	守恒19号線他道路除草 業務委託 〈小倉南区 守恒四丁目ほか〉	除草業務	指名	3,803	R2. 7. 6 R2.10.31
24	小倉南区役所 まちづくり 整備課	直方行橋線他道路除草 業務委託 〈小倉南区 大字新道寺ほか〉	除草業務	指名	4,397	R2. 7. 6 R2. 9.30

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
25	小倉南区役所 まちづくり 整備課	(豪)竹馬川(河川管理道) 整備工事 〈小倉南区 湯川新町三丁目〉	管理道整備	指名	17,732	R2. 9. 9 R3. 1.29
26	小倉南区役所 まちづくり 整備課	公園除草及び中下木剪定 業務委託(小倉南区2) 〈小倉南区一円〉	除草剪定 業務	指名	28,284	R2. 6.10 R2.11.30
27	小倉南区役所 まちづくり 整備課	街路樹冬期剪定業務委託 (小倉南区) 〈小倉南区一円〉	樹木剪定 業務	指名	9,120	R2. 9.23 R2.12.18
28	小倉南区役所 まちづくり 整備課	長行桜橋公園整備工事 〈小倉南区 長行東二丁目〉	公園整備	指名	10,017	R2.12. 3 R3. 3.15
29	小倉南区役所 まちづくり 整備課	徳光公園実施設計業務委 託 〈小倉南区 徳吉西二丁目〉	公園実施 設計	指名	2,992	R2.10.14 R3. 1.29
30	小倉南区役所 まちづくり 整備課	湯川四丁目地内(その 1)管渠更生工事 〈小倉南区湯川四丁目〉	管渠更生	指名	27,619	R2.10.22 R3. 2. 9
31	若松区役所 まちづくり 整備課	払川11号線(環境) 防護柵取替工事 〈若松区大字払川〉	環境整備	指名	3,134	R2. 5. 1 R2. 6.30
32	若松区役所 まちづくり 整備課	東二島二島1号線他道路 除草業務委託 〈若松区大字二島ほか〉	除草業務	指名	2,482	R2. 6.16 R2. 9.30

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
33	若松区役所 まちづくり 整備課	高須東22号線他道路除 草業務委託 〈若松区 高須二丁目ほか〉	除草業務	指名	5,478	R2. 6.23 R2. 9.30
34	若松区役所 まちづくり 整備課	弘川塩屋1号線他道路除 草業務委託 〈若松区 塩屋一丁目ほか〉	除草業務	指名	5,467	R2. 6.23 R2. 9.30
35	若松区役所 まちづくり 整備課	築地町2号線街路樹撤去 業務委託 〈若松区久岐の浜〉	樹木撤去 業務	指名	2,354	R2. 9.30 R2. 12.10
36	若松区役所 まちづくり 整備課	赤島町40号線他道路除 草業務委託(その2) 〈若松区赤島町ほか〉	除草業務	指名	1,815	R2. 10. 6 R3. 1. 4
37	若松区役所 まちづくり 整備課	弘川塩屋1号線(ひびき の北)中央分離帯防草対 策工事 〈若松区 ひびきの北ほか〉	防草対策	指名	18,167	R2. 10. 16 R3. 2. 19
38	若松区役所 まちづくり 整備課	令和2年度道路橋定期点 検業務委託(若松区) 〈若松区大字小竹ほか〉	橋梁定期 点検業務	指名	5,792	R2. 11. 4 R3. 3. 25
39	若松区役所 まちづくり 整備課	小石本村町西公園他遊具 建替工事 〈若松区 小石本村町ほか〉	公園整備	指名	6,817	R3. 1. 22 R3. 3. 31
40	若松区役所 まちづくり 整備課	高塔山公園アジサイ植栽 工事 〈若松区大字修多羅〉	公園植栽	指名	2,178	R2. 11. 4 R3. 2. 12

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
41	若松区役所 まちづくり 整備課	藤ノ木公園（予定地） 実施設計業務委託 〈若松区 くきのうみ中央〉	公園設計 業務	指名	1,650	R2. 8. 4 R2. 11. 30
42	若松区役所 まちづくり 整備課	公園除草及び中下木剪定 業務委託（若松区西部） 〈若松区西部一円〉	除草剪定 業務	指名	35,169	R2. 6. 10 R2. 12. 18
43	若松区役所 まちづくり 整備課	江川他除草美化業務委託 〈若松区 大字大鳥居ほか〉	除草業務	指名	2,877	R2. 6. 9 R2. 9. 30
44	若松区役所 まちづくり 整備課	片山二、三丁目地内管渠 更生工事 〈若松区 片山二丁目ほか〉	管渠更生	指名	21,253	R2. 7. 16 R2. 11. 19
45	八幡東区役所 まちづくり 整備課	陣山12号線側溝補修 工事 〈八幡東区桃園三丁目〉	側溝補修	指名	6,600	R2. 11. 9 R3. 3. 15
46	八幡東区役所 まちづくり 整備課	小倉中間線法面災害防除 地質調査業務委託 〈八幡東区大字田代〉	地質調査 業務	指名	3,080	R2. 12. 25 R3. 3. 15
47	八幡東区役所 まちづくり 整備課	八幡戸畑線舗装補修工事 〈八幡東区 枝光二丁目ほか〉	舗装補修	指名	16,646	R2. 11. 13 R3. 2. 15
48	八幡東区役所 まちづくり 整備課	大字大蔵2号線他道路 除草業務委託 〈八幡東区 河内二丁目ほか〉	除草業務	指名	3,938	R2. 6. 23 R2. 9. 25

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
49	八幡東区役所 まちづくり 整備課	勝田公園整備工事 〈八幡東区 羽衣町16番〉	公園整備	指名	16,118	R2. 11. 13 R3. 3. 15
50	八幡東区役所 まちづくり 整備課	諏訪一丁目公園整備工事 〈八幡東区諏訪一丁目〉	公園整備	指名	5,635	R2. 12. 18 R3. 3. 15
51	八幡東区役所 まちづくり 整備課	奥田川他河川除草業務 委託 〈八幡東区 河内二丁目ほか〉	除草業務	指名	3,780	R2. 6. 23 R2. 9. 25
52	八幡東区役所 まちづくり 整備課	荒手一丁目地内（その 2）管渠更生工事 〈八幡東区荒手一丁目〉	管渠更生	指名	10,420	R2. 10. 2 R3. 1. 31
53	八幡西区役所 まちづくり 整備課	小嶺台一丁目地内管渠更 生工事 〈八幡西区 小嶺台一丁目〉	管渠更生	指名	18,615	R2. 11. 26 R3. 3. 31
54	八幡西区役所 まちづくり 整備課	塔野二丁目地内（その 2）管渠更生工事 〈八幡西区塔野二丁目〉	管渠更生	指名	15,996	R2. 11. 19 R3. 3. 9
55	八幡西区役所 まちづくり 整備課	国道200号（上香月四 丁目）舗装補修工事 〈八幡西区 上香月四丁目〉	舗装補修	指名	18,790	R2. 10. 9 R3. 1. 27
56	八幡西区役所 まちづくり 整備課	岡田町2号線歩道バリア フリー化整備工事 〈八幡西区岡田町〉	歩道整備	一般	38,557	R1. 9. 26 R2. 5. 11

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
57	八幡西区役所 まちづくり 整備課	黒崎21号線道路改築 工事 〈八幡西区黒崎三丁目〉	道路改築	一般	60,900	R1.11.28 R2.10.31
58	八幡西区役所 まちづくり 整備課	本城東57号線自転車通 行帯整備工事(2-1) 〈八幡西区 本城東五丁目ほか〉	自転車通 行帯整備	一般	49,378	R2.6.18 R3.2.15
59	八幡西区役所 まちづくり 整備課	下上津役折尾線道路改築 工事 〈八幡西区 永犬丸四丁目ほか〉	道路改築	一般	27,344	R2.7.22 R3.3.31
60	八幡西区役所 まちづくり 整備課	国道200号道路照明L ED化工事(2-2) 〈八幡西区 引野一丁目ほか〉	道路照明 LED化	一般	16,859	R2.7.30 R2.12.25
61	八幡西区役所 まちづくり 整備課	中間引野線災害防除工事 〈八幡西区 永犬丸南町一丁目〉	災害防除	指名	29,706	R2.7.30 R3.1.29
62	八幡西区役所 まちづくり 整備課	国道200号道路照明L ED化工事(2-4) 〈八幡西区下上津役 一丁目ほか〉	道路照明 LED化	一般	14,429	R2.9.24 R3.2.19
63	八幡西区役所 まちづくり 整備課	千代ヶ崎1号線歩道バリ アフリー化整備工事(5 工区) 〈八幡西区 千代ヶ崎一丁目〉	歩道整備	一般	31,285	R2.9.17 R3.3.31
64	八幡西区役所 まちづくり 整備課	大浦20号線他道路詳細 設計業務委託 〈八幡西区 大浦二丁目ほか〉	道路詳細 設計	指名	3,355	R2.7.3 R2.11.30

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
65	八幡西区役所 まちづくり 整備課	医生ヶ丘1号線バリアフリー化実施設計業務委託 〈八幡西区医生ヶ丘〉	道路実施設計	指名	3,355	R2. 8. 4 R3. 3. 31
66	八幡西区役所 まちづくり 整備課	黒崎26号線他1線道路詳細設計業務委託 〈八幡西区 黒崎三丁目ほか〉	道路詳細設計	指名	4,950	R2. 9. 4 R3. 3. 15
67	八幡西区役所 まちづくり 整備課	浅川83号線設計業務委託 〈八幡西区 浅川日の峯三丁目〉	道路実施設計	指名	4,450	R2. 10. 30 R3. 3. 15
68	八幡西区役所 まちづくり 整備課	千代1号線地質調査業務委託(災害) 〈八幡西区千代二丁目〉	地質調査業務	指名	3,054	R2. 8. 6 R2. 10. 5
69	八幡西区役所 まちづくり 整備課	熊手2号歩道橋昇降機管理業務委託 〈八幡西区黒崎一丁目〉	昇降機管理業務	随意	1,188	R2. 6. 19 R3. 3. 31
70	八幡西区役所 まちづくり 整備課	(豪)上の原三丁目水路改修工事 〈八幡西区 上の原三丁目地内〉	水路改修	指名	7,874	R2. 2. 14 R2. 7. 17
71	八幡西区役所 まちづくり 整備課	皇后崎公園(北側)南入口整備工事 〈八幡西区青山二丁目〉	公園整備	指名	18,253	R2. 10. 9 R3. 3. 15
72	八幡西区役所 まちづくり 整備課	金山川水辺の里除草業務委託 〈八幡西区則松四丁目〉	除草業務	指名	2,200	R2. 4. 23 R2. 11. 16

番号	部課名	工事名称 〈工事場所〉	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
73	八幡西区役所 まちづくり 整備課	本城3号公園整備工事 〈八幡西区貴船台〉	公園整備	指名	6,402	R2.12.4 R3.3.15
74	戸畑区役所 まちづくり 整備課	東大谷高峰1号線交差点 改良工事 〈戸畑区 西大谷二丁目ほか〉	交差点 改良	指名	5,312	R2.6.19 R2.10.17
75	戸畑区役所 まちづくり 整備課	県道下到津戸畑線区画線 設置工事 〈戸畑区 一枝二丁目ほか〉	区画線設 置	指名	5,099	R2.7.17 R2.10.23
76	戸畑区役所 まちづくり 整備課	小芝2号線他道路改良工 事(2-1) 〈戸畑区 小芝二丁目ほか〉	道路改良	指名	23,284	R2.9.10 R3.3.15
77	戸畑区役所 まちづくり 整備課	川代8号線他1線舗装補 修詳細設計業務委託 〈戸畑区 川代一丁目ほか〉	道路詳細 設計	指名	2,585	R2.9.4 R2.11.30
78	戸畑区役所 まちづくり 整備課	川代8号線他1線舗装 補修工事 〈戸畑区 川代一丁目ほか〉	舗装補修	指名	19,997	R2.11.26 R3.3.15
79	戸畑区役所 まちづくり 整備課	戸畑駅前歩道橋昇降機保 守点検業務委託 〈戸畑区中本町ほか〉	昇降機保 守点検業 務	随意	7,989	R2.3.25 R3.3.31
80	戸畑区役所 まちづくり 整備課	浅生二丁目地内管渠更生 工事 〈戸畑区浅生二丁目〉	管渠更生	指名	19,906	R2.6.11 R2.9.28
計				80 件	1,231,660 千円	

別表6 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（区役所）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
門司区役所	まちづくり整備課	15	27,666	<ul style="list-style-type: none"> ・道路改良工事 ・舗装工事 ・維持修繕工事 ・設計業務委託 ・維持管理業務委託 ・公園整備工事 ・排水管整備工事 ・蓋取替工事 ・解体工事 ・照明設備工事 ・昇降機修繕工事 ・昇降機保守点検業務委託 ・除草業務委託 他
小倉北区役所	まちづくり整備課	17	35,224	
小倉南区役所	まちづくり整備課	16	28,951	
若松区役所	まちづくり整備課	13	22,505	
八幡東区役所	まちづくり整備課	10	15,627	
八幡西区役所	まちづくり整備課	29	44,487	
戸畑区役所	まちづくり整備課	9	14,561	
計		109	189,021	

令和4年7月29日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、建築都市局（計画部、指導部、都市再生推進部、折尾総合整備事務所、建築部及び設備部）において施工する営繕及び土木工事（工事に係る委託並びに除草、浚渫及びエレベーター・エスカレーターの設備点検等に係る業務委託を含む。以下同じ。）で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに完了した工事及び前記対象期間中に債務負担行為により継続中の工事を対象とした。

2 監査の方法

監査に必要な資料の提出を求め、表1のとおり工事を抽出し、それぞれ事務手続、設計・積算及び施工管理について、事務が適正に執行されているかを主眼に、関係書類の審査を実施するとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

表1 工事の抽出（建築都市局）

工事区分	対象工事		抽出工事		備考
	件数	契約金額 (千円)	件数	契約金額 (千円)	
本工事 (委託業務を含む)	463	15,408,251	89	6,895,942	別表1 参照
軽微な工事 (委託業務を含む)	251	200,820	19	24,007	別表2 参照

3 監査の期間

令和3年12月13日から令和4年4月28日まで

4 監査の結果

(1) 建築都市局

監査の結果、工事の事務手続、設計・積算及び施工管理は、おおむね適正に行われていた。

別表 1 本工事抽出一覧表（建築都市局）

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
1	都市再生推進部再生整備課	学研北部（180街区平面部） 除草業務委託（その2） （若松区ひびきの北）	除草	随意	1,078	R2.12.14 R3.3.15
2	折尾総務所整備課	折尾連立関連（大膳二丁目）トンネル上部造成基本検討業務委託 （八幡西区大膳二丁目）	検討業務	指名	5,618	R1.12.23 R2.8.31
3	折尾総務所整備課	折尾連立関連新々堀川廃川敷埋立工事 （八幡西区折尾一丁目ほか）	埋立工事	一般	85,148	R2.9.10 R3.3.31
4	折尾総務所整備課	日吉台光明線他1線電線類地中化工事に伴う連系管路等工事 （2-2） （八幡西区折尾一丁目ほか）	電線管路工事	随意	3,733	R2.7.7 R3.3.31
5	折尾総務所整備課	日吉台光明線道路改築工事（2-2） （八幡西区光明二丁目ほか）	道路改築工事	一般	44,711	R2.9.24 R3.3.31
6	折尾総務所整備課	折尾東西線道路改築工事（2-1） （八幡西区北鷹見町）	道路改築工事	指名	9,837	R2.7.27 R2.12.23
7	折尾総務所整備課	堀川町10号線照明灯設置工事 （2-1） （八幡西区堀川町）	照明工事	一般	10,860	R2.10.15 R3.3.15
8	折尾総務所整備課	折尾土地区画整理事業（堀川町）宅地造成工事（2-1） （八幡西区堀川町）	造成工事	一般	131,633	R2.9.17 R3.3.15
9	建築部建築課	旧庄司小学校建物解体工事 （門司区庄司町19番1号）	解体工事	一般	127,002	R3.3.25 R4.3.31
10	建築部建築課	若松市民会館南北エリア大規模改修工事 （若松区本町三丁目13番1号）	改修工事	一般	347,754	R3.2.25 R4.3.25

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
11	建築部 建築課	城野市民センター新築工事 (小倉南区富士見三丁目1番3号)	新築工事	一般	221,098	R2.7.2 R3.6.27
12	建築部 建築課	(仮称) 平和資料館新築工事 (小倉北区城内6番3、6番10)	新築工事	一般	390,537	R2.7.16 R3.7.31
13	建築部 建築課	東部斎場大規模改修工事(第2期) (門司区大字猿喰1342番地の8)	改修工事	一般	243,659	R3.2.25 R3.10.31
14	建築部 建築課	日明粗大ごみ貯留施設整備工事 (小倉北区西港町)	新築工事	指名	34,176	R2.11.5 R3.3.15
15	建築部 建築課	和布刈公園ユニットトイレ設置工事 (門司区旧門司二丁目)	新築工事	指名	33,633	R2.11.5 R3.5.31
16	建築部 建築課	響灘緑地カンガルー広場休憩舎 新築工事 (若松区大字竹並920番ほか)	新築工事	指名	15,754	R3.1.28 R3.5.31
17	建築部 建築課	曾根豊岡緑地管理棟新築工事 (小倉南区大字曾根)	新築工事	一般	182,029	R2.7.2 R3.3.15
18	建築部 建築課	旧八幡西消防署解体工事 (八幡西区相生町15番25号)	解体工事	指名	52,177	R2.9.10 R3.3.18
19	建築部 建築課	(仮称) 八幡西消防署楠橋分署 新築建具工事 (八幡西区金剛二丁目1番)	建具工事	指名	3,256	R2.10.15 R3.2.19
20	建築部 建築課	小池特別支援学校改築建具工事 (第1期) (若松区大字小敷583番地の1)	建具工事	指名	12,716	R3.5.26 R3.12.10

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
21	建築部 建築課	小池特別支援学校改築特殊基礎 工事（第1期） (若松区大字小敷 583 番地の 1)	特殊基 礎工事	一般	52,968	R2.10.22 R3.2.28
22	建築部 建築課	貫小学校大規模改修工事（第1 期） (小倉南区上貫三丁目1番1号)	改修工 事	一般	60,305	R2.7.9 R2.12.7
23	建築部 建築課	湯川小学校大規模改修工事（第 2期） (小倉南区湯川新町一丁目8番 1号)	改修工 事	一般	104,437	R2.7.9 R3.1.20
24	建築部 建築課	小池特別支援学校改築工事（第 1期） (若松区大字小敷 583 番地の 1)	改築工 事	一般	1,229,800	R2.12.9 R4.1.21
25	建築部 建築課	小池特別支援学校昇降口解体他 工事 (若松区大字小敷 583 番地の 1)	解体工 事	指名	24,719	R2.6.25 R2.11.20
26	建築部 建築課	貫小学校外壁改修工事（第1 期） (小倉南区上貫三丁目1番1号)	改修工 事	指名	53,174	R2.9.3 R3.2.15
27	建築部 建築課	旧西小倉なかよし学童クラブ遊 戯室改修工事（第2期） (小倉北区城内6番1号)	改修工 事	指名	11,196	R2.6.25 R2.10.13
28	建築部 建築課	城野市民センター新築工事監理 委託 (小倉南区富士見3丁目1番3 号)	工事監 理	指名	2,640	R2.7.9 R3.6.27
29	建築部 建築課	(仮称) 平和資料館新築工事監 理委託 (小倉北区城内6番)	工事監 理	指名	12,980	R2.7.29 R3.7.31
30	建築部 建築課	東部斎場大規模改修工事（第2 期） 監理委託 (門司区大字猿喰 1342 番地の 8)	工事監 理	指名	7,106	R3.3.11 R3.10.31

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
31	建築部 建築課	小池特別支援学校改築工事（第1期）監理委託 (若松区大字小敷 583 番地の 1)	工事監理	指名	17,600	R2.10.22 R4.1.21
32	建築部 建築課	(仮称)八幡西消防署楠橋分署 新築工事監理委託 (八幡西区金剛二丁目1番)	工事監理	指名	3,740	R2.3.26 R3.3.1
33	建築部 建築課	(仮称)八幡西消防署楠橋分署 新築工事 (八幡西区金剛二丁目1番)	新築工事	一般	238,173	R2.3.26 R3.3.1
34	建築部 施設保全課	都市モノレール小倉線平和通停留場補修工事（第2期） (小倉北区鍛冶町一丁目他)	改修工事	一般	130,903	R2.7.2 R3.3.16
35	建築部 施設保全課	都市モノレール小倉線平和通停留場補修工事（第2期）監理委託 (小倉北区鍛冶町一丁目他)	工事監理	指名	2,310	R2.7.9 R3.3.16
36	建築部 施設保全課	戸ノ上中学校外壁改修工事（R2） (門司区寺内四丁目1番1号)	改修工事	一般	128,663	R2.7.2 R3.2.12
37	建築部 施設保全課	戸ノ上中学校屋上防水改修工事（R2） (門司区寺内四丁目1番1号)	改修工事	指名	26,222	R2.7.16 R3.1.12
38	建築部 施設保全課	戸ノ上中学校外壁改修工事（R2）監理委託 (門司区寺内四丁目1番1号)	改修工事	指名	1,221	R2.7.9 R3.2.12
39	建築部 施設保全課	東郷市民センター外壁及び屋上防水改修工事 (門司区黒川西一丁目3番26号)	改修工事	指名	18,506	R2.6.11 R2.11.30
40	建築部 施設保全課	都市モノレール小倉線徳力嵐山口停留場補修工事 (小倉南区徳力六丁目)	改修工事	一般	134,567	R2.4.30 R2.11.26

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
41	建築部 施設保 全課	旧松ヶ江幼稚園解体工事 (門司区大字吉志 907 番地の 1)	解体工 事	指名	24,097	R2.11.19 R3.3.19
42	建築部 施設保 全課	北九州市障害者スポーツセンタ ー体育館床全面改修工事 (小倉北区三郎丸三丁目 4 番 1 号)	改修工 事	指名	39,600	R2.10.22 R3.3.19
43	建築部 施設保 全課	高須市民センター外壁及び屋上 防水改修工事 (若松区高須北一丁目 1 番 2 号)	改修工 事	指名	20,656	R2.6.4 R2.10.27
44	建築部 施設保 全課	折尾東小学校外壁改修工事 (第 1 期) (八幡西区光明一丁目 2 番 1 号)	改修工 事	一般	74,859	R2.9.3 R3.3.16
45	建築部 施設保 全課	日明東 5 号上屋屋根他改修工事 (小倉北区西港町)	改修工 事	一般	107,418	R2.9.10 R3.2.7
46	建築部 施設保 全課	北九州国際会議場カーテンウ ォールシーリング等取替工事 (小倉北区浅野三丁目 9 番 30 号)	改修工 事	指名	8,947	R2.11.5 R3.2.13
47	建築部 施設保 全課	日明積出基地ストックヤード耐 震補強工事 (小倉北区西港町 97 番地の 3)	改修工 事	一般	79,030	R2.7.30 R3.2.25
48	建築部 施設保 全課	日明積出基地ストックヤード耐 震補強工事監理委託 (小倉北区西港町 97 番地の 3)	工事監 理	指名	1,254	R2.7.29 R3.2.25
49	建築部 施設保 全課	夜宮青少年センタースポーツホ ール耐震補強工事 (戸畑区夜宮一丁目 2 番 1 号)	改修工 事	指名	19,625	R2.11.26 R3.3.26
50	建築部 施設保 全課	楠橋ポンプ場浸水対策改修工事 (八幡西区大字楠橋 3928 番地)	改修工 事	指名	20,877	R2.11.5 R3.3.25

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
51	建築部 施設保 全課	日明浄化センター汚泥脱水機棟 外壁改修及び防水工事 (小倉北区西港町 96 番地の 3)	改修工 事	指名	37,736	R2.7.16 R2.12.7
52	建築部 施設保 全課	山王児童館解体工事 (八幡東区山王一丁目 2 番 12 号)	解体工 事	指名	11,888	R2.10.8 R3.3.8
53	建築部 施設保 全課	小倉中央小学校可動式屋根撤去 及び外壁・屋上改修工事 (R 2) (小倉北区堺町二丁目 4 番 1 号)	改修工 事	指名	148,409	R2.6.25 R3.1.31
54	建築部 施設保 全課	北九州市民球場照明塔塗装改修 工事 (小倉北区三萩野二丁目 10 番)	改修工 事	一般	40,974	R2.11.5 R3.3.12
55	設備部 電気設 備課	曾根豊岡緑地管理棟新築電気工 事 (小倉南区大字曾根)	新築工 事	一般	17,833	R2.7.22 R3.3.31
56	設備部 電気設 備課	小倉駅南北公共連絡通路・南北 デッキ監視カメラ伝送路設備他 更新工事 (小倉北区浅野一丁目)	監視カ メラ更 新工事	指名	22,721	R2.9.3 R3.3.9
57	設備部 電気設 備課	貫小学校大規模改修電気工事 (第 1 期) (小倉南区上貫三丁目 1 番 1 号)	改修工 事	一般	19,268	R2.7.9 R2.12.18
58	設備部 電気設 備課	泉台小学校大規模改修電気工事 (第 1 期) (小倉北区泉台一丁目 3 番 1 号)	改修工 事	一般	30,247	R2.7.22 R2.12.21
59	設備部 電気設 備課	大里南小学校大規模改修電気工 事 (第 1 期) (門司区新原町 15 番 1 号)	改修工 事	指名	6,399	R2.7.9 R2.11.20
60	設備部 電気設 備課	門司港レトロ地区ライトアップ 照明設備電気工事 (R 2 - 1) (門司区旧門司二丁目 5 番ほか)	ライト アップ 工事	一般	36,926	R2.7.30 R3.3.15

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
61	設備部 電気設備課	北九州メディアドームバンク・アリーナ照明LED化工事実施設計業務委託 (小倉北区三萩野三丁目1-1)	実施設計	指名	6,490	R1.10.24 R2.4.17
62	設備部 電気設備課	黄金片野1号線(片野駅)昇降機設置工事 (小倉北区東篠崎一丁目)	昇降機設置工事	指名	9,782	R2.4.16 R3.2.26
63	設備部 電気設備課	日明渡船場線(中原工区)道路照明灯設置工事(31-5) (戸畑区中原西三丁目ほか)	照明工事	一般	49,764	R1.11.7 R2.5.15
64	設備部 電気設備課	(仮称)八幡西消防署楠橋分署新築電気工事 (八幡西区金剛二丁目1番)	新築工事	一般	34,018	R2.3.26 R3.3.1
65	設備部 電気設備課	若松市民会館南北エリア大規模改修電気工事 (若松区本町三丁目13番1号)	改修工事	一般	181,811	R3.3.11 R4.3.25
66	設備部 電気設備課	若松市民会館非常用発電設備更新電気計装工事 (若松区本町三丁目13番1号)	非常用発電更新工事	指名	61,923	R3.3.11 R4.3.25
67	設備部 電気設備課	城野市民センター新築電気工事 (小倉南区富士見三丁目1番3号)	新築工事	一般	33,593	R2.7.2 R3.6.27
68	設備部 電気設備課	北九州芸術劇場大ホール舞台機構制御機器修繕工事 (小倉北区室町一丁目1番1号)	制御機器修繕工事	随意	143,000	R2.9.23 R3.4.30
69	設備部 電気設備課	北九州メディアドームバンク・アリーナ照明LED化工事 (小倉北区三萩野三丁目1番1号)	LED化工事	一般	370,315	R2.12.10 R3.12.4
70	設備部 電気設備課	北九州メディアドーム特高受変電設備改修工事 (小倉北区三萩野三丁目1番1号)	改修工事	随意	62,700	R2.10.7 R3.12.24

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
71	設備部 電気設備課	北九州メディアドームサブ変電設備等改修電気工事 (小倉北区三萩野三丁目1番1号ほか)	改修工事	一般	36,917	R3.1.21 R3.12.24
72	設備部 電気設備課	中貫長野1号線道路照明灯設置工事(2-3) (小倉南区大字長野ほか)	照明工事	一般	19,085	R2.10.15 R3.4.19
73	設備部 電気設備課	小池特別支援学校改築電気工事(第1期) (若松区大字小敷583番地の1)	改築工事	一般	194,039	R2.12.24 R4.1.21
74	設備部 機械設備課	若松消防署敷地内島郷分署訓練施設新築機械工事 (若松区桜町1番28号)	新築工事	指名	2,382	R2.8.18 R3.3.31
75	設備部 機械設備課	松ヶ江南小学校他1校管理諸室等空調設備改修工事 (門司区吉志二丁目20番1号ほか)	改修工事	一般	18,372	R2.11.19 R3.3.22
76	設備部 機械設備課	曾根小学校他1校管理諸室等空調設備改修工事 (小倉南区中曾根三丁目9番1号ほか)	改修工事	一般	18,193	R2.11.19 R3.3.22
77	設備部 機械設備課	木屋瀬中学校管理諸室等空調設備改修工事 (八幡西区大字野面1942番地の5)	改修工事	一般	14,146	R2.11.19 R3.3.22
78	設備部 機械設備課	貫小学校大規模改修機械工事(第1期) (小倉南区上貫三丁目1番1号)	改修工事	指名	5,580	R2.7.9 R2.12.7
79	設備部 機械設備課	泉台小学校大規模改修機械工事(第1期) (小倉北区泉台一丁目3番1号)	改修工事	指名	22,482	R2.7.30 R2.12.21
80	設備部 機械設備課	(仮称)八幡西消防署楠橋分署新築機械工事 (八幡西区金剛二丁目1番)	新築工事	一般	24,165	R2.3.26 R3.3.1

番号	部課名	工事名称 (工事場所)	工事概要	契約内容		
				方法	契約金額 (千円)	工期
81	設備部 機械設備課	小池特別支援学校改築設備工事 (第1期) 実施設計業務委託 (若松区大字小敷 583 番地の1)	実施設計	指名	14,056	R1.8.8 R2.6.15
82	設備部 機械設備課	若松市民会館南北エリア大規模 改修機械工事 (若松区本町三丁目 13 番 1 号)	改修工事	一般	173,008	R3.3.31 R4.3.25
83	設備部 機械設備課	城野市民センター新築空調工事 (小倉南区富士見三丁目 1 番 3 号)	新築工事	一般	18,213	R2.7.2 R3.6.27
84	設備部 機械設備課	城野市民センター新築機械工事 (小倉南区富士見三丁目 1 番 3 号)	新築工事	指名	10,872	R2.7.9 R3.6.27
85	設備部 機械設備課	本庁舎ボイラー設備改修工事 (小倉北区内 1 番 1 号)	改修工事	一般	43,258	R3.2.10 R3.9.9
86	設備部 機械設備課	小池特別支援学校改築都市ガス 工事 (第1期) (若松区大字小敷 583 番地の1)	改築工事	随意	29,293	R2.12.24 R4.1.21
87	設備部 機械設備課	小池特別支援学校改築昇降機設 置工事 (第1期) (若松区大字小敷 583 番地の1)	改築工事	指名	22,990	R3.3.25 R4.1.21
88	設備部 機械設備課	小池特別支援学校改築機械工事 (第1期) (若松区大字小敷 583 番地の1)	改築工事	一般	276,375	R2.12.24 R4.1.21
89	設備部 機械設備課	足原学童保育クラブ新築機械工 事 (小倉北区足原二丁目 8 番 2 号)	新築工事	一般	12,717	R2.7.9 R3.4.9
計				89 件	6,895,942 千円	

別表2 軽微な工事の抽出件数及び契約金額一覧表（建築都市局）

部 名	課 名	抽出工事		摘 要
		件数	契約金額 (千円)	
計画部	都市交通政策課	1	2,365	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除草、清掃 ・ 造成 ・ 外壁補修 ・ 実施設計委託 ・ 内部改造 ・ 工事監理 ・ 照明LED化 ・ ライトアップ ・ 空調修理 他
都市再生推進部	都市再生企画課	1	2,365	
	都市再生整備課	2	154	
折尾総合整備事務所	事業調整課	3	1,570	
	整備課	1	2,059	
建築部	施設保全課	3	2,376	
設備部	電気設備課	5	7,354	
	機械設備課	3	5,764	
計		19	24,007	

令和4年7月29日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、デジタル市役所推進室、企画調整局、総務局、市議会事務局及び教育委員会の令和2年度及び令和3年度（令和3年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

なお、監査を計画していた学校の一部については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育委員会からの監査中止依頼を受け、検討の結果、実査は行わないこととした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和3年11月5日から令和4年5月19日まで

4 監査委員の除斥

森本由美監査委員及び渡辺均監査委員は、市議会事務局における政務活動費等の監査については、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

5 監査の結果

(1) デジタル市役所推進室

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(2) 企画調整局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(3) 総務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適正な措置を講じられたい。

ア その他事務

(ア) 公の施設の指定管理業務について

(男女共同参画推進課)

令和2年度の男女共同参画施設等（北九州市立男女共同参画センター、北九州市立東部及び西部勤労婦人センター）の指定管理事務についてみたところ、管理施設の改修及び修繕について、原則として市が執行すべき1件100万円以上のものを指定管理者が行っていたものがあつた。

男女共同参画施設等（北九州市立男女共同参画センター、北九州市立東部及び西部勤労婦人センター）の管理運営に関する基本協定書第15条によれば、管理施設の改修及び修繕について、市の見積りにより1件100万円以上のものは、市と指定管理者の協議により合意した場合を除き、市が実施するものとなっているが、協議した記録や決裁は作成されていなかった。

また、新型コロナウイルス感染症流行に伴う施設の閉館により不用となった光熱水費等を改修及び修繕経費に流用しているが、これについての協議の記録や決裁は作成されていなかった。

適正な事務処理をされたい。

(4) 市議会事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適正な措置を講じられたい。

ア 契約事務

(ア) 契約事務について

(総務課)

市議会事務局総務課では、議会棟第6・7議員控室の登退庁盤が故障したため、更新のための設置工事及び電気設備工事を発注したが、他の議員控室の登退庁盤も故障したため、費用面を含めた抜本的な対策を検討した。その結果、タッチパネル方式での全面更新を行うこととなり、既に発注した設置工事と電気設備工事については契約変更により中止した。一方、当該工事では、電気部品の製作等が進行していたため、これらの部品については、今後、タッチパネルが故障した場合や会派が増えた場合の予備品として市議会事務局で保管することとした。

この部品の納品に関して、別途、工事請負業者と特命随意契約により委託契約を締結していたが、工事契約の中止により生じた相手方の損害については、市契約規則に基づく協議により補償することが可能であり、単に部品の納品を目的とした委託契約であれば、特命随意契約とする理由はない。

また、このような契約方法では、委託契約締結前に部品の製作に着手させていたことになることや、工事契約に係る収入印紙代等の諸経費を委託契約で負担することとなり不適切である。

市委託業務要綱では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号から第7号までの規定を適用して随意契約により契約を締結する場合は、合理的な理由のある場合に限定し、安易に随意契約によって契約をしないようにするものとしてされている。

適正な事務処理をされたい。

(5) 教育委員会

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適正な措置を講じられたい。

ア 支出事務

(ア) 備品購入手続きについて

(学校保健課)

令和2年度の学校給食関係の備品購入について、発注日が同一で、一括して発注が可能と考えられるものを、納入場所ごとに分割して発注していた。給食の提供に支障が生じないように、学校から破損等の連

絡を受けた都度発注したとのことであるが、その結果、1者からの見積書徴取で足りる随意契約となり、契約における競争性が確保されていなかった。

市契約規則では、予定価格が少額な契約の場合は随意契約を認めており、さらに、予定価格が一定額以下の場合は1者から見積書を徴して契約できることとなっている。しかし、予定価格が規則等で定める金額の範囲内に収まるよう分割して契約することは、予算の適正な執行、また、経済的かつ効率的な執行の面からも適切でない。

給食の提供に支障が生じないように在庫を確保する等の対応策を検討し、適正な事務処理をされたい。

(イ) 補助金等交付事務について

(学校保健課)

令和2年度北九州市学校保健会補助金（以下「補助金」という。）の交付事務について、北九州市学校保健会（以下「学校保健会」という。）の学校薬剤師部会事業にかかる実績報告書を見ると、教室におけるホルムアルデヒド等揮発性有機化合物検査（以下「検査」という。）のための道具を購入していた。

この検査道具の購入に関し、学校保健課は検査道具の購入費を含む額を補助金額として確定していたが、当該検査は当初の補助金交付決定の内容には含まれておらず、変更交付申請の手続きも行われていなかった。

なお、当該検査は、市の事業として、公益社団法人北九州市薬剤師会に委託して実施している。

市補助金等交付規則では、補助事業等の内容、経費の配分または執行計画の変更をする場合は、市長の承認を受けることとされており、また、実績報告書の審査および必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助事業者に通知するものとされている。

適正な事務処理をされたい。

北九州市監査公表第13号

令和4年7月29日

北九州市監査委員	小林 一彦
同	廣瀬 隆明
同	森本 由美
同	渡辺 均

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている教育委員会所管団体のうち、次の5団体を抽出し、令和2年度及び令和3年度（令和3年4月から同年10月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（令和3年10月31日現在、単位：千円）

補助金等交付団体名称	補助金等名称	2年度 交付額	3年度 交付額	所管課
学校法人東筑紫学園 （照曜館中学校、東筑紫 学園高等学校）	私立学校振興助成 補助金	5,760	0	企画調整課
学校法人折尾愛真学園 （折尾愛真中学校、折尾 愛真高等学校）	私立学校振興助成 補助金	5,253	0	企画調整課
学校法人福原学園 （自由ヶ丘高等学校）	私立学校振興助成 補助金	5,188	0	企画調整課
一般財団法人 北九州市教職員互助会	一般財団法人 北九州市教職員互 助会補助金	9,087	7,500	教職員課

北九州市中学校体育連盟	北九州市中学校体育連盟運営費補助金ほか	4,839	5,520	生徒指導・教育相談課
-------------	---------------------	-------	-------	------------

※3年度交付額は、令和3年10月31日現在の交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている総務局及び教育委員会所管の指定管理者のうち、次の2団体を抽出し、令和2年度及び令和3年度（令和3年4月から同年10月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
公益財団法人 アジア女性交流・研究フォーラム	男女共同参画センター	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	総務局 男女共同参画推進課
株式会社 図書館流通センター	八幡図書館 八幡図書館折尾分館 八幡図書館八幡南分館	平成31年4月1日～ 令和6年3月31日	教育委員会 中央図書館 庶務課

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

この監査は、北九州市監査基準に準拠して行ったが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、教育委員会からの監査中止依頼を受け、検討の結果、事前に提出を受けた関係書類等に基づいた調査とし、実査は行わないこととした。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和3年11月5日から令和4年5月19日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、関係書類等を調査した限りにおいて、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

令和4年7月29日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体のうち、次の4団体を抽出し、令和2年度及び令和3年度（令和3年4月から同年10月末日まで）の当該団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

- (1) 公益財団法人アジア成長研究所
- (2) 公益財団法人北九州国際交流協会
- (3) 公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム
- (4) 公益財団法人北九州市学校給食協会

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和3年11月5日から令和4年5月19日まで

4 事業の概要及び監査の結果

(1) 公益財団法人アジア成長研究所

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人アジア成長研究所（以下「研究所」という。）は、アジアの経済・社会問題の研究を行うとともに、アジアの発展に関わる問題への知識と理解を深めることに貢献し、国際学術交流を促進することを目的としている。設立は平成元年9月1日（平成2年1月1日財団法人化）であり、平成24年4月1日に公益財団法人へと移行した。

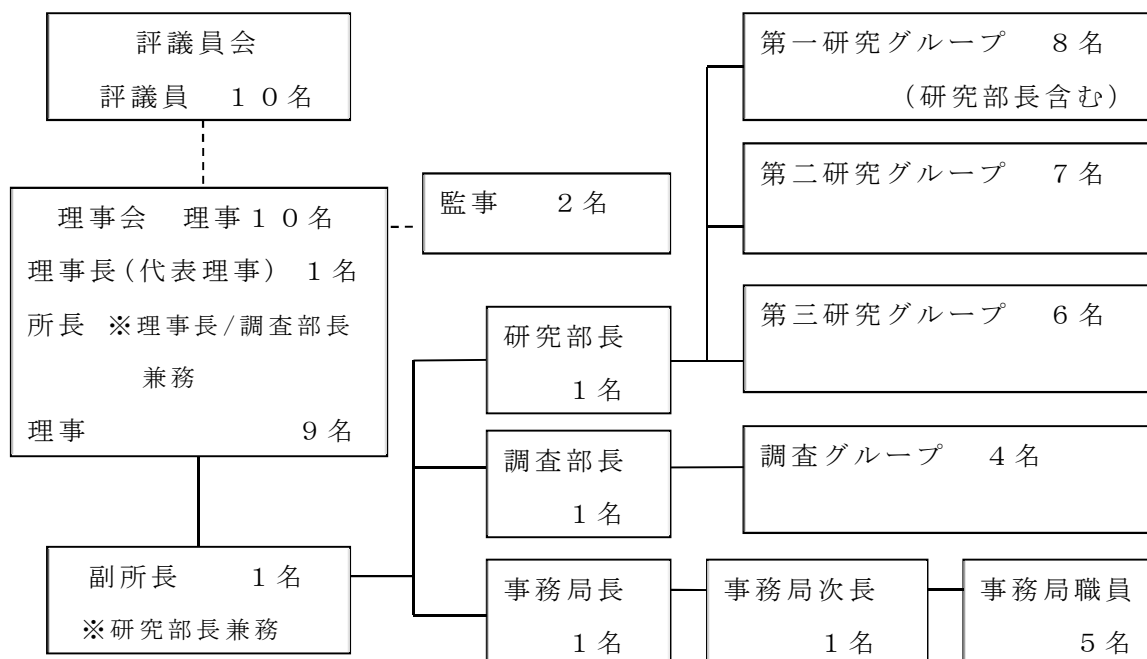
(イ) 現況

研究所は、前記の事業目的を達成するため、アジアの経済・社会等に関する調査・研究及びその成果の刊行、セミナー・研究会、市民向け講座等の開催、国内外の研究機関、教育機関との研究協力・連携等の事業を実施している。

(ウ) 組織

研究所の組織は、次のとおりである。

(令和3年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、基本財産 9 億 3, 7 3 5 万円のうち 7 億 6, 0 3 5 万円 (8 1. 1 %) を出捐しているほか、補助金等を令和 2 年度は 1 億 2, 1 1 5 万円、令和 3 年度は 1 0 月までに 1 億 5 0 0 万円を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

研究所の令和 2 年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は 1 億 3, 4 0 5 万円となっており、前年度と比べて 2, 3 4 5 万円減少した。この主な理由は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会議や学会の開催の減により北九州市からの補助金収入が減少したこと等による。

また、経常費用の合計額は 1 億 2, 9 3 5 万円となっており、前年度と比べて 3, 0 8 7 万円減少した。この主な理由は、研究員の欠員により給料手当が減少したこと及び会議・学会等の減により旅費交通費が減少したこと等による。

その結果、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、1 0 億 3, 3 0 2 万円となっており、前年度と比べて 2 2 6 万円減少した。

研究所の経常収益は、事業収入や会費収入等自主財源の割合が低く、依然として市の補助金に対する依存度が高い状況が続いている。

令和 3 年度から始まった新たな 5 年間の中期計画においては、研究における外部資金の獲得について、一層の努力を行うこととしている。

今後とも、市以外からの外部資金の獲得の拡大等に取り組み、財務体質の改善を図るとともに、研究成果を地域社会へ還元することで本市の発展に寄与することが望まれる。

(2) 公益財団法人北九州国際交流協会

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州国際交流協会（以下「交流協会」という。）は、北九州市及び周辺地域における多文化共生の社会づくりを推進するとともに、幅広い市民による国際交流活動を推進することにより諸外国との相互理解と友好親善を深め、もって国際平和に貢献することを目的として、平成2年7月25日に設立された財団法人であり、平成24年10月1日に公益財団法人へと移行した。

(イ) 現況

近年、留学生や技能実習生の増加などにより、本市の外国人市民は年々増加しており、国籍も多様化している。また、「出入国管理及び難民認定法」の改正による新たな在留資格「特定技能」が創設され、本市においても、今後ますます外国人市民は増えていくと考えられている。このため、外国人市民が地域住民として、日本人市民と対等に活躍できる多文化共生の社会づくりが非常に重要となっている。

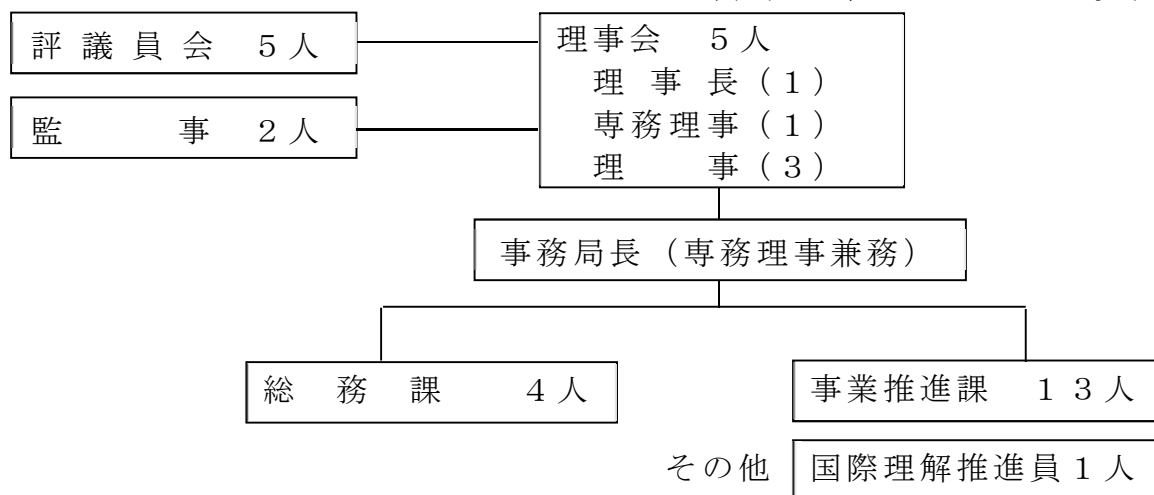
このような中、平成25年3月に今後の指針となるべき交流協会の長期ビジョンとして「多文化を受け入れ世界に開かれた魅力ある地域づくりと人づくり」を策定した。

この長期ビジョンの下、令和3年3月に「新中期計画（令和3年4月～令和8年3月）」を新たに策定し、「ポストコロナ時代を見据えた外国人市民のコミュニケーション環境の充実」、「外国人市民による地域の活性化やグローバル化への貢献」、「地域社会への外国人市民の積極的な参画と多様な担い手の確保」の3つの目標を掲げ、事業の展開に取り組んでいる。

(ウ) 組織

交流協会の組織は、次のとおりである。

(令和3年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、基本財産3億円を全額出捐するほか、外国人市民の相談事業等に対する補助金を令和2年度は6,112万円、令和3年度は10月までに5,132万円支出している。また、市は、コミュニティ通訳派遣業務等に係る委託料を令和2年度は371万円支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

交流協会の令和2年度の収支状況は、前年度に引き続きほぼ均衡している。しかしながら、市からの補助金等が収入の大半を占めていることから、各種事業をより一層効果的に行うなどして経営の効率化を図ることが求められる。

今後も、外国人市民の増加・多国籍化の流れの中で、中間支援組織として外国人市民の支援、多文化共生の促進等に取り組みたい。

(3) 公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人アジア女性交流・研究フォーラム（以下「フォーラム」という。）は、市の「ふるさと創生事業」として選定され、平成2年10月20日に設立された。平成5年10月1日に労働省（現厚生労働省）認可の財団法人となり、平成25年4月1日には内閣府の認定を受け公益財団法人に移行した。

フォーラムは、日本及び他のアジア諸国のジェンダー（社会的性別）問題に関する調査研究及び国際交流等を行うとともに、男女共同参画社会の形成の推進に関する取り組みを支援することにより、女性の地位向上及び男女共同参画社会の形成の推進を図り、もって、日本及び他のアジア地域相互の発展に寄与することを目的としている。

(イ) 現況

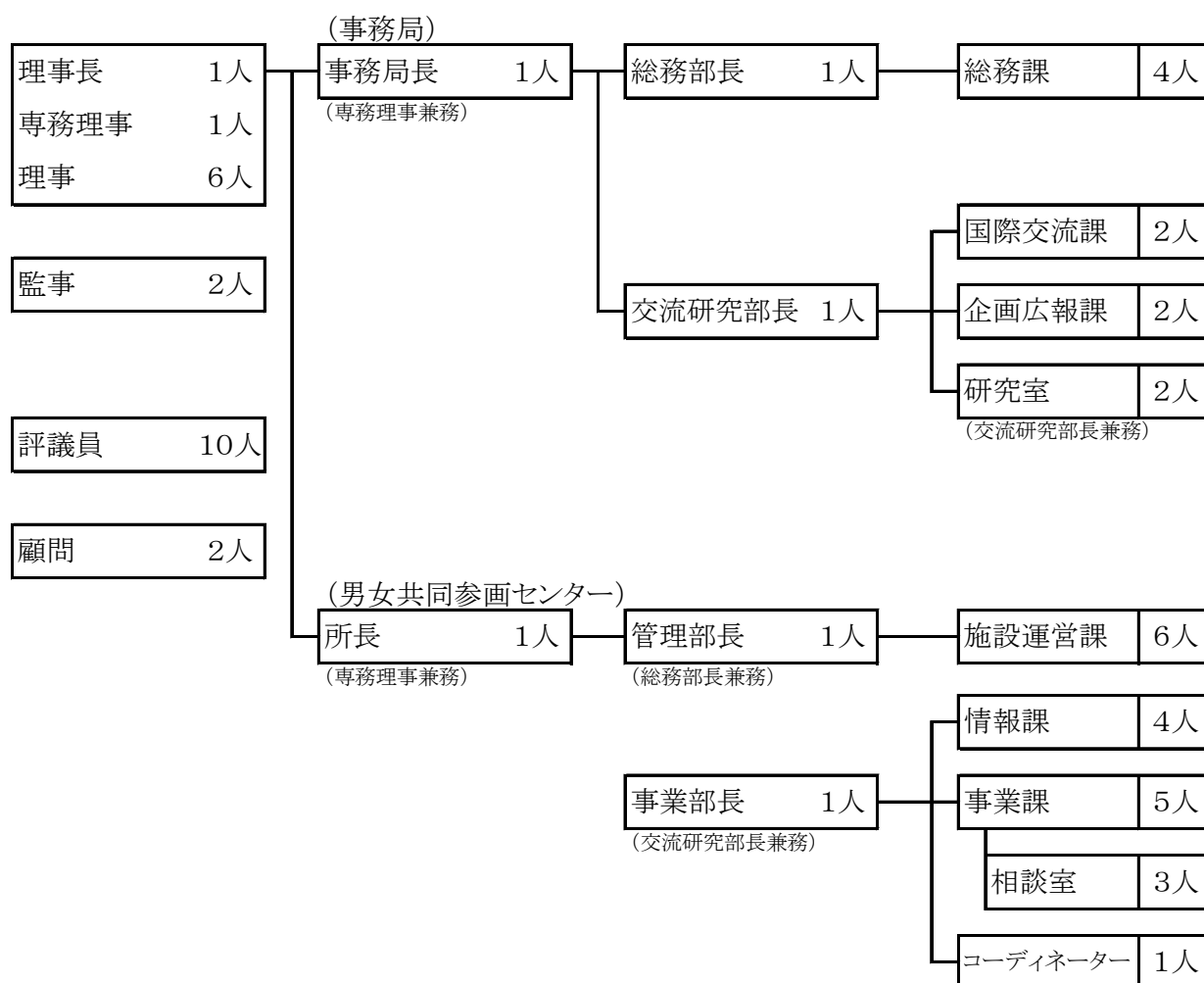
フォーラムは、前記の事業目的を達成するため、「公益目的事業Ⅰ：日本及びアジア地域のジェンダー問題に関する調査研究、国際協力・交流等を通じて女性の地位向上を図る事業」として、調査・研究事業、交流・研修事業及び情報収集・発信事業、国際研修事業を実施するとともに、「公益目的事業Ⅱ：男女共同参画に関する事業を通じて男女共同参画社会の形成を推進する事業」として、市立男女共同参画センターの指定管理事業と自主事業を実施している。また、「その他事業Ⅰ：北九州市大手町ビル維持管理事業」として、北九州市大手町ビルの維持管理事業を、「その他事業Ⅱ：市立男女共同参画センターの公益目的以外の貸与事業」として、市立男女共同参画センターを公益目的以外に使用する団体等に対する施設貸与事業を実施するとともに、「法人事業」として、法人の運営を実施している。

なお、令和2年度まで市立男女共同参画センターとともに指定管理事業と自主事業を実施していた市立勤労婦人センター（東部・西部）については、令和3年3月31日をもって閉館となったため、業務を終了した。

(ウ) 組織

フォーラムの組織は、次のとおりである。

(令和3年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、フォーラムの設立に当たり、基本財産3億2,935万円の91.1%、3億円を出捐しているほか、フォーラムの運営に対する補助金を支出するとともに、平成18年度から指定管理者としてフォーラムに市立男女共同参画センターの管理運営を行わせている。平成23年度から令和2年度までは、市立勤労婦人センター（東部・西部）についてもフォーラムを指定管理者とし、3館を一括して管理運営を行わせている。

令和2年度、市はフォーラムに補助金3,900万円、委託料3億5,455万円を支出している。

また、令和3年度は、10月末までに補助金3,600万円、委託料1億5,511万円を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

フォーラムの令和2年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は4億656万円となっており、前年度と比べて259万円減少した。この主な理由は、指定管理施設自主事業収益が減少したことなどによる。

また、経常費用の合計額は4億604万円となっており、前年度と比べて728万円減少した。この主な理由は、光熱水費及び委託料が減少したことなどによる。

その結果、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、3億6,203万円となっており、前年度と比べて微増となった。

フォーラムの経常収益は、事業収入等の自主財源の割合が低く、市からの補助金及び委託金に対する依存度が高い状況が続いており、より一層効率的な事業運営が求められている。

今後とも、健全な財政運営に努め、市の政策課題である男女共同参画基本計画を踏まえた事業を実施し、その成果を多くの市民に還元して、男女共同参画を一層推進していくことが望まれる。

(4) 公益財団法人北九州市学校給食協会

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州市学校給食協会（以下「給食協会」という。）は、市立学校の学校給食事業の充実発展と、その運営の円滑を図ることを目的として、昭和50年4月1日に設立された法人である。公益財団法人へは平成25年4月1日に移行した。

(イ) 現況

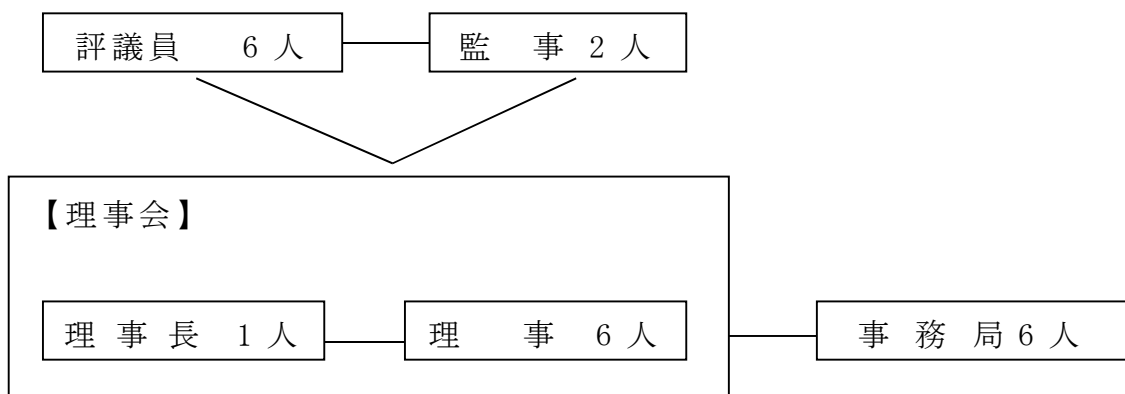
給食協会は、前記の事業目的を達成するため、市立の小学校・中学校・特別支援学校の学校給食に要する物資の調達・配給・物資代金の徴収支払に関する事業、学校給食実施上必要な調査・研究に関する事業、並びに学校給食の普及奨励に関する事業を実施している。

具体的には、学校給食用物資の安全で安定的な確保のために、物資納入業者の審査・選定・登録や衛生管理指導、市が作成する献立に基づく適正品の選定、共同購入、検査・検収等を行うとともに、児童に対して食についての意識を育むため市内産青果物の収穫体験や給食交流会などを実施している。

(ウ) 組織

給食協会の組織及び職員数は、次のとおりである。

(令和3年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、給食協会の設立に当たり、基本財産500万円を全額出捐するとともに、事業運営費の補助として、令和2年度は1億6,134万円、令和3年度は10月末までに2,159万円を支出している。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルスの影響により給食が一時休止されたことから、給食材料の調達や保管に係る経費の補償が生じたため、事業運営費の補助金額が大幅に増加した。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

給食協会の令和2年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は、30億5,557万円となっており、給食費受入収益が減少したことなどから、前年度と比べて3,968万円減少した。

経常費用の合計額は、30億4,994万円となっており、給食材料費が減少したことなどから、前年度と比べて4,410万円減少した。

その結果、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、1,955万円となっており、前年度と比べて388万円増加した。

当期は、新型コロナウイルス感染症の影響による給食の休止期間があったことから、例年と比べて収支の内容に変化があったものの、給食協会の経常収益の9割以上は、給食費受入収益で占められている。このため、安定的な財務運営を行うためには、給食費受入収益の範囲内で計画的に予算執行を行っていくことが求められる。

今後とも、健全な財政運営に努め、市、学校等と緊密に連携し、安全で安定的な学校給食事業の更なる充実発展に寄与することを期待する。

令和4年7月29日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、産業経済局、公営競技局及び農業委員会事務局の令和2年度及び令和3年度（令和3年4月から同年10月末日まで）の収入、支出、契約、財産管理等の財務事務及びその他の事務の執行を対象とした。

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和3年11月5日から令和4年5月19日まで

4 監査の結果

(1) 産業経済局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていたが、一部に次のような事項が認められた。これらについては、適切な措置を講じられたい。

ア その他事務

(ア) 拾得物の取扱いについて

(渡船事業所)

渡船事業所（若戸航路）における拾得物の取扱い状況を確認したところ、拾得物の一部について警察署長への提出を怠っていた。

また、拾得物に係る処理経過を合理的に跡付け、又は検証することができる文書（拾得物記録簿等）を作成、保存していなかった。

遺失物法では、施設占有者は、拾得物を遺失者に返還し、又は警察署長に提出することとされている。

市文書管理規則では、事案の決定に当たっては、文書等を作成して行わなければならない、文書等は、必要に応じて迅速に利用することができるように保存しなければならないとされている。

適正な事務処理をされたい。

(2) 公営競技局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

(3) 農業委員会事務局

監査の結果、事務はおおむね適正に処理されていた。

令和4年7月29日

北九州市監査委員	小林 一彦
同	廣瀬 隆明
同	森本 由美
同	渡辺 均

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

(1) 財政援助団体

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が財政援助をしている産業経済局所管団体のうち、次の2団体を抽出し、令和2年度及び令和3年度（令和3年4月から同年10月末日まで）に交付した補助金等に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

（令和3年10月31日現在、単位：千円）

補助金等 交付団体名称	補助金等名称	2年度 交付額	3年度 交付額	所管課
北九州市国内観光客等誘致促進協議会	北九州市国内観光客等誘致促進協議会負担金	529,080	252,602	観光課
北九州市にぎわいづくり懇話会	情報誌「雲のうえ」都市イメージアップ事業補助金	8,722	10,510	M I C E 推進課

※3年度交付額は、令和3年10月31日現在の交付済額。

(2) 公の施設の指定管理者

今回の監査は、市が公の施設の管理を行わせている産業経済局所管の指定管理者のうち、次の3団体を抽出し、令和2年度及び令和3年度（令和3年4月から同年10月末日まで）の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

指定管理者名	施設名	指定期間	所管課
f a b b i t 共同事業体	北九州テレワークセンター	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	スタートアップ推進課
北九州まちづくりマネジメントチーム共同事業体	北九州市小倉城（「しろテラス」を含む） 小倉城庭園	平成 31 年 4 月 1 日～ 令和 4 年 3 月 31 日	観光課
株式会社ビービーディーオー・ジェイ・ウェスト・アクティオ株式会社共同企業体	北九州市関門海峡ミュージアム 北九州市旧大阪商船 北九州市旧門司三井倶楽部 北九州市門司港レトロ観光物産館 北九州市門司港レトロ展望室 北九州市門司港レトロ駐車場 北九州市大連友好記念館	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 5 年 3 月 31 日	門司港レトロ課

2 監査の方法

(1) 財政援助団体

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和3年11月5日から令和4年5月19日まで

4 監査の結果

(1) 財政援助団体

監査に当たっては、補助金等がその目的に沿って適正に執行されているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

(2) 公の施設の指定管理者

監査に当たっては、条例及び協定に沿って適正な管理が行われているか等に着目して実施した。

監査の結果、出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていた。

令和4年7月29日

北九州市監査委員	小林 一彦
同	廣瀬 隆明
同	森本 由美
同	渡辺 均

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

1 監査の対象

今回の監査は、北九州市（以下「市」という。）が資本金、基本金等の4分の1以上を出資している団体のうち、次の6団体を抽出し、令和2年度及び令和3年度（令和3年4月から同年10月末日まで）の事業における出納その他の事務の執行を対象とした。

- (1) 公立大学法人北九州市立大学
- (2) 公益財団法人北九州観光コンベンション協会
- (3) 公益財団法人北九州産業学術推進機構
- (4) 株式会社北九州輸入促進センター
- (5) 皿倉登山鉄道株式会社
- (6) 公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金

2 監査の方法

上記事務に関する監査に必要な資料の提出を求め、当該事務が適正に執行されているか等を主眼に、抽出による関係書類等の調査を実施するとともに関係職員から説明を聴取した。

なお、この監査は、北九州市監査基準に準拠して行った。

3 監査の期間

令和3年11月5日から令和4年5月19日まで

4 事業の概要及び監査の結果

- (1) 公立大学法人北九州市立大学
ア 事業の概要

(ア) 目的

公立大学法人北九州市立大学（以下「市立大学」という。）は、大学を設置し、管理することにより、産業技術の蓄積、アジアとの交流の歴史及び環境問題への取組といった北九州地域の特性を活かし、豊かな未来に向けた開拓精神に溢れる人材の育成及び地域に立脚した高度で国際的な学術研究拠点の形成を図り、もって地域の産業、文化及び社会の発展並びに魅力の創出に寄与するとともに、アジアをはじめとする世界の人類及び社会の発展に貢献することを目的としている。

(イ) 現況

市立大学は、昭和21年に旧小倉市により創立された小倉外事専門学校を前身として、以後、学部の増設、再編を図りながら平成17年4月1日に公立大学法人へ移行した。現在、外国語学部、経済学部、文学部、法学部、国際環境工学部、地域創生学群の5学部1学群及び大学院で構成され、令和3年5月1日現在の学生数は6,789人となっている。

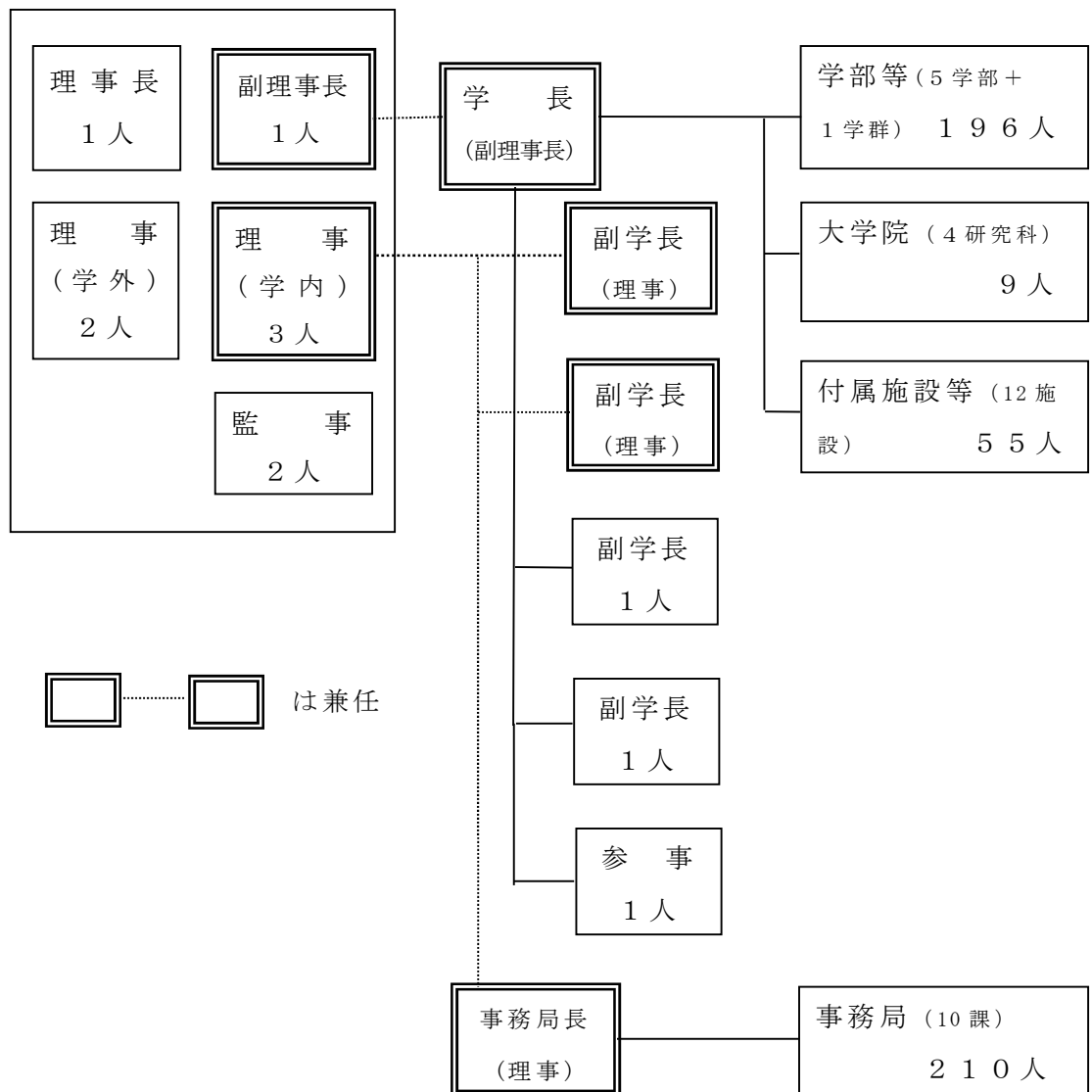
令和2年度では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、履修面や経済面から学生支援に取り組むとともに、ICT環境の整備等を行った。

(ウ) 組織

市立大学の組織は、次のとおりである。

（令和3年10月31日現在）

役員



(エ) 市との関係

市は、市立大学の設立に当たり、資本金183億20万円を全額出資するとともに、大学運営に当たり、令和2年度は、運営費交付金を22億6,639万円、施設整備補助金を2億1,210万円支出し、令和3年度は10月までに運営費交付金を17億4,393万円、施設整備補助金を2億160万円支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

市立大学の令和2年度（第16期）の収支状況を見ると、新型コロナ

ウイルス感染症の感染防止対策や学生支援に要する経費等が増加したものの、維持管理経費等の減少や運営費交付金、寄付金収入の増加などにより、経常利益は、前年度と比べて5,616万円増加の3,314万円、目的積立金取崩収入を加味した総利益は、前年度と比べて1億519万円増加の2億4,116万円となった。

市立大学は、平成29年度から令和4年度までの6年間を第3期中期目標期間と定め、厳しい大学間競争の中、質の高い教育・研究や大学の個性化の推進等に積極的に取り組み、持続可能な大学運営を目指すこととしている。

今後とも、人口減少と高齢社会の到来やグローバル化の進展など時代が抱える課題を踏まえながら、地域や社会の発展に主体的に貢献できる人材の育成や地方創生推進のための地域の活性化などに取り組まれることを期待する。

(2) 公益財団法人北九州観光コンベンション協会

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州観光コンベンション協会（以下「協会」という。）は、内外の工業製品等の展示紹介を通じて西日本地域の産業の高度化と貿易の振興、北九州市における観光事業の健全な振興に資するとともに、コンベンションの誘致や支援等を通じて地域の活性化及び文化の向上に資し、もって北九州地域を中心とするわが国経済及び文化の健全な発展と、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として設立された法人である。

平成29年4月1日に「公益社団法人北九州市観光協会」と合併、統合し、法人名を従来の「公益財団法人西日本産業貿易コンベンション協会」から現在の名称に変更した。

(イ) 現況

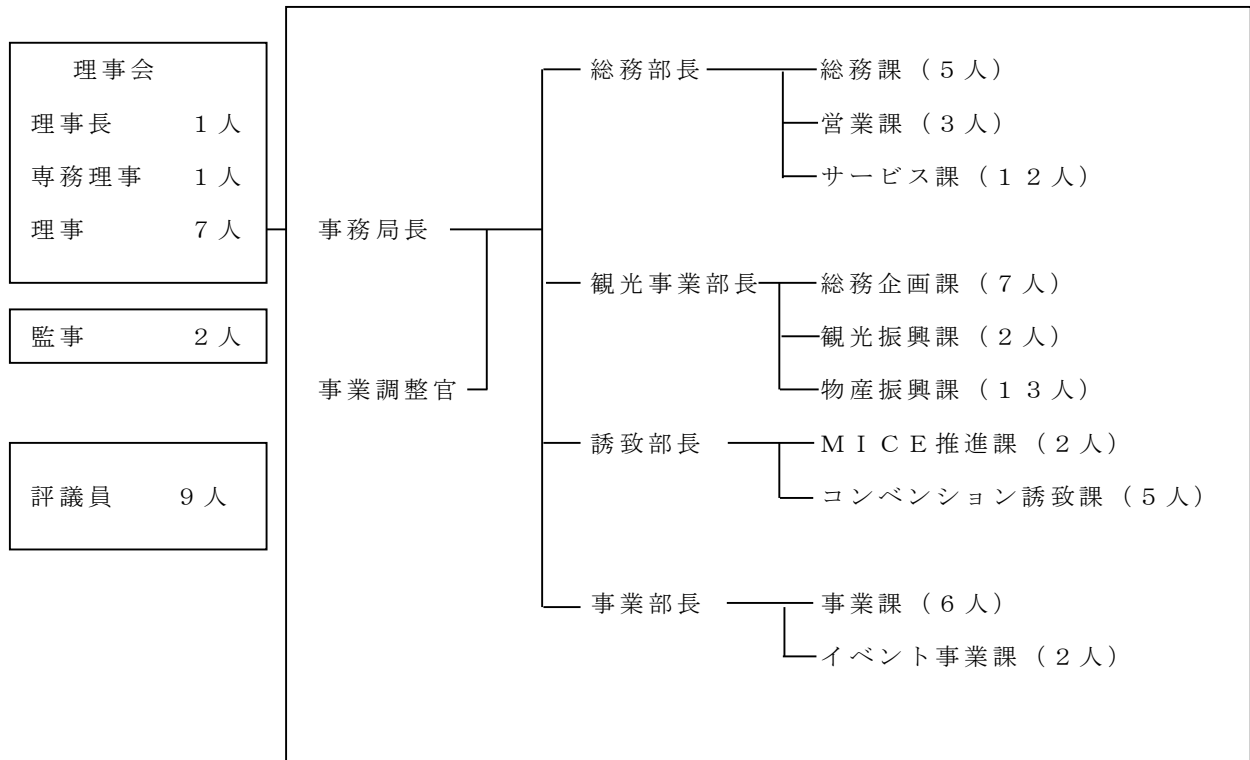
協会は、前記の事業目的を達成するため、西日本総合展示場本館、西日本総合展示場新館及び北九州国際会議場を一体的に管理・運営しながら、各種見本市・展示会の開催や会議・大会等の誘致を行っている。

また、観光都市北九州の広報PRや市域への観光客の誘致事業、滞在化促進事業等を行っている。

(ウ) 組織等

協会の組織及び職員数は、次のとおりである。

(令和3年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、基本財産21億743万円のうち16億5,000万円(78.3%)を出捐しているほか、西日本総合展示場新館及び北九州国際会議場の管理運営について、協会を指定管理者としている。

令和2年度は委託料3億8,004万円、令和3年度は10月末までに委託料1億5,509万円を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

協会の令和2年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は9億5,090万円となっており、前年度と比べて3億5,038万円減少した。また、経常費用の合計額は9億6,275万円となっており、前年度と比べて2億702万円減少した。これらは、新型コロナウイルス感染症の影響により、主催・共催事業のほとんどがオンライン開催、あるいは開催中止となったことなどによるものである。

その結果、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、36億7,394万円となっており、前年度と比べて5,535万円減少した。

協会は、西日本屈指のMICE開催拠点の一体的運営により、MICEを推進するとともに、国内外の観光客誘致・滞在化を促進し、産業振興・国際化並びに観光振興の推進・にぎわいづくりで、本市の政策を支援している。

今後とも、積極的に展示会の開催や会議・大会の誘致、営業活動等を展開し、本市の経済及び文化の発展を支えるとともに、観光事業への取組を通じて、にぎわいと活力あふれるまちづくりに貢献することを期待する。

(3) 公益財団法人北九州産業学術推進機構

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人北九州産業学術推進機構（以下「推進機構」という。）は、平成13年3月1日に設立され、平成30年4月1日に公益財団法人九州ヒューマンメディア創造センターを合併し、北九州地域（北九州市及びその周辺地域）における産学官連携や情報通信技術の利活用による研究開発及び学術研究の推進等により、産業技術の高度化及び活力ある地域企業群の創出・育成に寄与することを目的としている。

なお推進機構は、平成24年4月1日に公益財団法人に移行した。

(イ) 現況

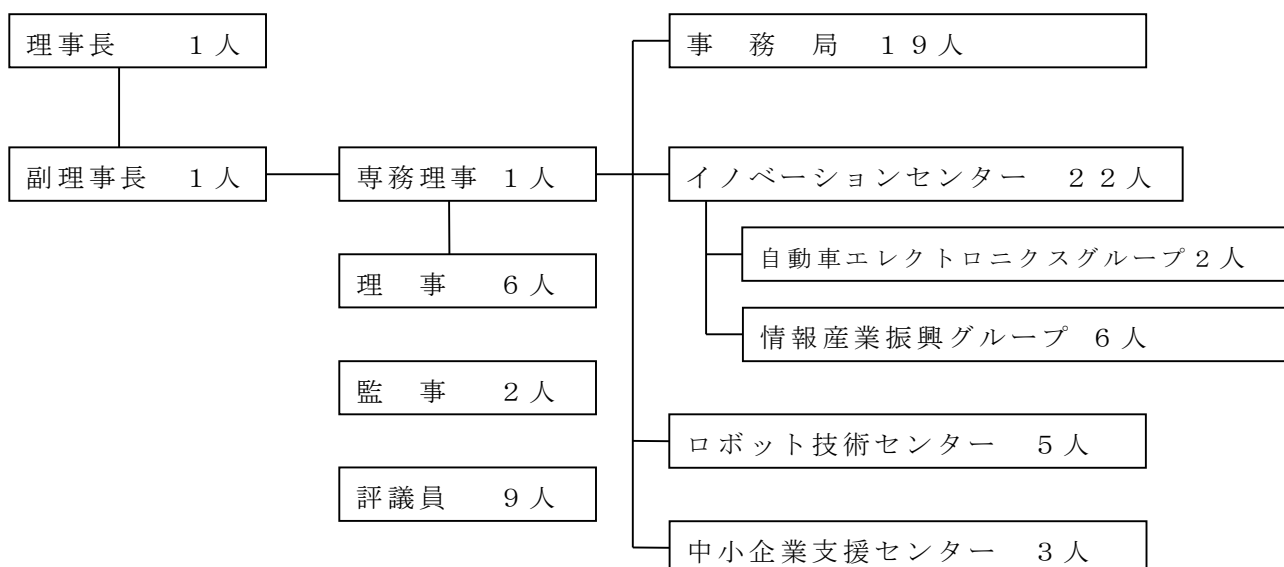
推進機構は、前記の事業目的を達成するため、平成13年4月に地域の産業を支える知的基盤として開設された北九州学術研究都市を中心に、大学・研究機関と産業界の連携推進や、中小企業・ベンチャー企業への総合的な支援を行っている。

令和2年度は、産業用ロボットの導入支援及び「北九州市デジタル化サポートセンター」創設による地域のデジタル化支援等、生産性向上のための支援を積極的に行うことにより、自立できる産業づくりに向けたミッションに取り組んだ。

(ウ) 組織

推進機構の組織及び職員数は、次のとおりである。

(令和3年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、基本財産2億8,550万円のうち2億円(70.1%)を出捐しているほか、推進機構の事業に対する補助金を支出するとともに、学術研究都市等の管理運営について推進機構を指定管理者としている。

市は、令和2年度に補助金4億691万円、委託料8億263万円を支出している。また、令和3年度10月末までに補助金4億2,275万円、委託料4億3,153万円を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

推進機構の令和2年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は18億3,816万円となっており、前年度と比べて1億73万円減少した。

経常費用の合計額は、17億9,493万円となっており、前年度と比べて1億1,684万円減少した。

その結果、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、19億212万円となっており、前年度と比べて1億77万円減少した。これは、主に基本財産のうち1億円を取崩し、市に返還したことによるものであ

る。

推進機構は、自立できる産業づくりに向けて、北九州学術研究都市学術研究施設の一体的運営や、産学官連携による研究開発から事業化への支援に加え、ロボットやI o Tの活用等による地域企業の生産性向上、D X推進事業による地域企業へのデジタル化支援、産業技術の高度化、地域企業の創出・育成等に取り組んでいる。

今後とも、北九州地域の総合的な産業支援機関として、本市の産業振興、発展に寄与することを期待する。

(4) 株式会社北九州輸入促進センター

ア 事業の概要

(ア) 目的

株式会社北九州輸入促進センター（以下「K I P R O」という。）は、北九州市地域輸入促進計画に掲げられた、輸入・物流促進の中核施設であるアジア太平洋インポートマート流通センター棟（A I Mビル）の設置・運営主体として、平成5年4月26日、国、福岡県、市及び地元を中心とする民間企業など、官民の共同出資により設立された法人である。

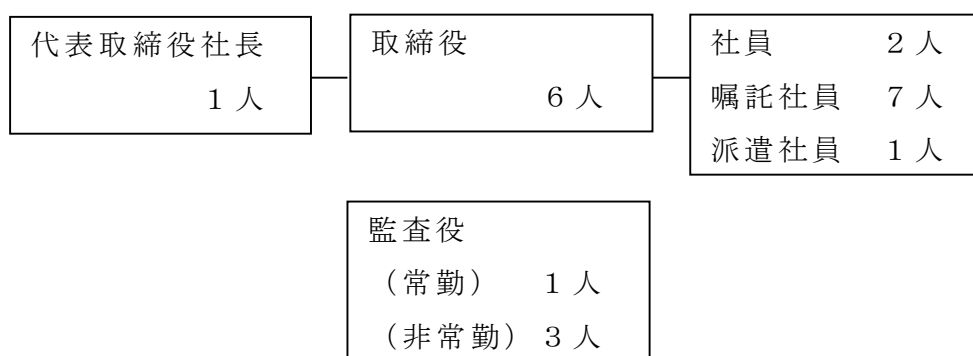
(イ) 現況

K I P R Oは、前記の事業目的を達成するため、A I Mビルの管理・運営、国際ビジネス全般のサポートサービス事業等を行っている。A I Mの入居率は、94.3%（令和3年10月31日現在）である。

(ウ) 組織

K I P R Oの組織及び職員数は、次のとおりである。

（令和3年10月31日現在）



(エ) 市との関係

市は、K I P R O の設立に当たり、資本金 6 6 億円のうち 1 8 億 7 , 7 7 0 万円 (2 8 . 4 5 %) を出資している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

K I P R O の令和 2 年度 (第 2 8 期) の収支状況を見ると、経常利益は、A I M ビルの老朽化に伴う修繕費の増加などから、前年度と比べて 2 7 7 万円減少の 2 億 2 , 0 4 8 万円、当期純利益は、前年度と比べて 1 , 2 7 3 万円増加の 1 億 5 , 1 6 7 万円となった。この結果、令和 2 年度末の累積損失 (利益剰余金のマイナス) は 6 億 5 , 5 9 3 万円となった。

K I P R O は、A I M ビルの管理・運営実施主体として、国際ビジネスサポート等を目的に不動産賃貸事業などを実施し、地域経済の活性化や国際化に寄与しながら、1 0 期連続の黒字を達成している。

今後も、積極的なテナント誘致活動や入居テナントに対するサービスの充実を図り、A I M ビルの入居率の確保に努めるとともに、築後 2 3 年を経過した建物の長期修繕計画を着実に実行し、経営改善に向けた取組を一層進めることを期待する。

(5) 皿倉登山鉄道株式会社

ア 事業の概要

(ア) 目的

皿倉登山鉄道株式会社（以下「会社」という。）は、鉄道事業法による運輸業、旅客誘致設備等の管理運営、及びこれらに付帯し又は関連する業務を営み、皿倉山頂エリアへの公共交通機関として観光客の誘致を図るとともに、市民の健全なレクリエーションの場を提供することを目的として、昭和32年3月1日に設立された法人である。

なお、平成27年4月1日に、会社名を従来の「帆柱ケーブル株式会社」から現在の名称に変更している。

(イ) 現況

会社は、前記の事業目的を達成するため、鋼索鉄道（ケーブル）事業を行っていたが、平成24年10月、ケーブルカー、軌道、駅舎等の施設を市へ譲渡し、この施設を借受けて運行する方式に移行した。

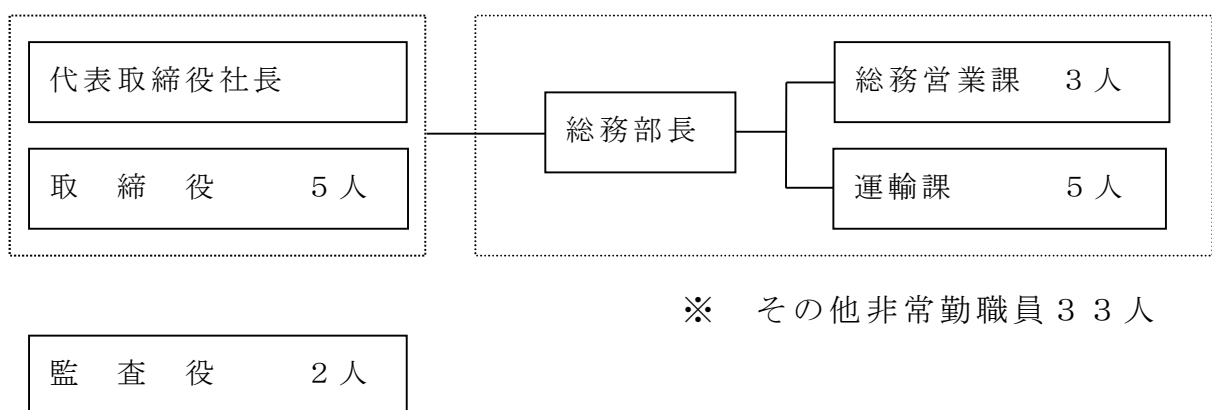
また、平成19年12月からは、市が所有する施設であるスロープカーの運行及び展望台の運営管理を行っている。

令和2年度の施設利用者は、ケーブルカーで187,100人、スロープカーで179,119人となった。

(ウ) 組織

会社の組織及び職員数は、次のとおりである。

(令和3年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、資本金1,000万円全額を出資しているほか、軌道敷等補修工事、橋梁改修、ケーブルカー・リフト施設改修の資金を貸し付けており、令和2年度末貸付残高は4,610万円となっている。

また、皿倉地区観光振興事業、皿倉山頂展望台管理運営業務、車両整備業務等を委託し、令和2年度は4,765万円、令和3年度は10月末までに1,063万円の委託料を支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

会社の令和2年度の経営状況を見ると、経常利益は、営業外収益の増加などにより、前年度と比べて170万円増加の461万円、当期純利益は、前年度と比べて169万円増加の453万円となっている。

会社では、平成22年度からの経営改善計画に基づく様々な施策の成果により、平成24年度以降毎年安定して利益を計上しており、経営の効率化、利用者サービスの向上、皿倉山の観光振興などに継続的に取り組んでいる。

今後とも、積極的な集客活動展開による増客・増収を目指すとともに、安全運行の遵守と事業継続のための人材育成にも努めながら、本市の観光振興、にぎわいづくりに貢献することを期待する。

(6) 公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金

ア 事業の概要

(ア) 目的

公益財団法人福岡県豊前海漁業振興基金（以下「豊前海基金」という。）は、福岡県、市及び周防灘に面する行橋市ほか1市3町等の出捐金をもって基金を創設し、豊前海漁業の振興を図るための事業を行うことにより、漁業経営の安定と地域経済の発展に寄与することを目的として設立された。

なお、豊前海基金は平成25年4月に公益財団法人に移行した。

(イ) 現況

豊前海基金は、前記の事業目的達成に向け、豊前海における栽培漁業や資源管理型漁業を推進するための助成事業を行っており、令和2年度は、関係団体へ4,078万円の助成金を支出した。

(ウ) 組織

豊前海基金の組織及び職員数は、次のとおりである。

(令和3年10月31日現在)



(エ) 市との関係

市は、基本財産20億3,000万円のうち5億7,000万円（28.1%）を出捐するとともに、令和2年度は、福岡県豊前海漁業振興基金強化育成費補助金を410万円支出し、令和3年度は、同補助金を10月末までに370万円支出している。

イ 監査の結果

監査の結果、出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていた。

豊前海基金の令和2年度の収支状況を見ると、経常収益の合計額は5,630万円となっており、前年度と比べて126万円増加した。

経常費用の合計額は、5,602万円となっており、前年度と比べて112万円増加した。

その結果、当期一般正味財産増減額と当期指定正味財産増減額に前期末の正味財産期末残高を加えた当期の正味財産期末残高は、24億4,078万円となっており、前年度と比べて9,746万円減少した。これは、主に基本財産評価損7,823万円を計上したことによるものである。

豊前海基金は、基金から生じる運用益等により、豊前海の栽培漁業や資源管理型漁業の推進をはじめ、漁業者の育成や海洋環境の保全等の取組に対し、関係団体への助成を行っている。

今後とも、本市水産振興事業の補完的役割として、豊前海漁業の振興を図り、地域漁業の経営安定等に寄与することを期待する。

北九州市監査公表第18号

令和4年7月29日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査(工事監査)
- 2 措置を講じた局等
上下水道局
- 3 監査の期間
令和3年5月14日から令和3年12月16日まで
- 4 監査公表の時期
令和4年2月21日(令和3年監査公表第1号)

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 上下水道局

監査の結果	措置状況
<p>ア <u>工事費の積算について</u> (下水道整備課)</p> <p>[39] 津田新町二丁目地内管渠築造工事</p> <p>本工事は、小倉南区津田新町二丁目において、下水道未普及地域の整備を行うため、汚水管を開削及び推進工にて布設するものである。</p> <p>推進工については、施工延長が20mを超えたため、工法を「鋼製さや管(泥水式)推進工」に変更するとともに、工事費の積算は「推進工法用設計積算要領」を適用して複数の代価表を作成し、それらを複合して行っている。</p> <p>しかし、推進工の挿入用塩ビ管の代価表において、労務費及び材料費の数量を誤って計上した結果、過大な積算となっていた。</p> <p>工事費の積算は、適正に行われたい。</p>	<p>今回の指摘は、設計変更に伴う工事費の積算にあたり、推進工法の代価表の構成及び計上すべき数量を正確に理解できていなかったこと、及び、設計変更時に新たに作成された代価表について、監督課及び起工課における確認が不十分であったことが原因で生じたものである。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように、設計変更時の確認事項に特化したチェックポイント表を新たに作成し、令和3年10月22日に運用を開始した。</p> <p>今回の指摘事項及び上記のチェックポイント表の運用について、令和3年10月29日開催の「下水道整備課(起工課)事務改善会議」にて研修を行うとともに、11月12日に東西工事事務所下水道課(監督課)に対して研修を行い、周知徹底を図った。</p> <p>また、12月8日には、イントラネット上の技術監理局情報ページに掲載されている「積算自主学習テキスト」に、今回の指摘を基に作成した問題を追加掲載した。</p>

注・・[]内の数字は、令和3年監査公表第1号の別表3 本工事抽出一覧表の番号を示す

北九州市監査公表第19号

令和4年7月29日

北九州市監査委員	小林	一彦
同	廣瀬	隆明
同	森本	由美
同	渡辺	均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
財政局
- 3 監査の期間
令和3年7月9日から令和4年2月3日まで
- 4 監査公表の時期
令和4年2月21日（令和4年監査公表第3号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 財政局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 収入事務</p> <p>(ア) 歳入の会計年度所属区分について</p> <p>(西部市税事務所市民税課・固定資産税課)</p> <p>市税事務所の市税証明書発行及び固定資産台帳閲覧等に係る徴税手数料収納事務の年度末処理において、当日金融機関に預け入れられなかった令和3年3月31日領収の手数料収入を、翌日4月1日領収分と合わせて、令和3年度の歳入として調定を行い収納していた。</p> <p>地方自治法施行令では、歳入の会計年度所属区分について、随時の収入で、通知書等を発しないものは、これを領収した日の属する年度とされている。</p> <p>また、歳入の調定については、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘された点について、令和3年度の年度末処理において令和4年3月31日15時から終業時までの手数料収入を確認したところ、西部市税事務所市民税課では20件・4,900円の収入があったものの、同固定資産税課では収入はなく、適正に収納処理を行ったことを確認した。</p> <p>今後、同様の間違いが生じないように、西部市税事務所市民税課では令和4年1月17日に、同固定資産税課では令和3年12月24日に窓口業務マニュアルの変更を行い、年度末当日は課長、係長、庶務担当者、窓口担当者、窓口会計年度任用職員間で声掛けを行うことで注意喚起を行っていくこととした。併せてリスク評価シートを更新し、適正な事務処理を行うよう、対策を講じた。</p> <p>また、実査後、ただちに本件を課内職員へ周知するとともに、西部市税事務所市民税課では令和3年12月16日から同月20日までに、同固定資産税課では令和4年1月19日から同月26日までに開催した事務改善会議に</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	<p>において、今回の指摘事項を改めて課内職員へ周知し、再発防止に向けて注意喚起を行った。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ 契約事務</p> <p>(ア) <u>物品購入手続きについて</u> (税制課)</p> <p>税制課に係る物品購入にあたり、所定の期間内に技術監理局契約課において一括で契約すべきものを、納期の都合上、発注を分割することにより、担当課で契約しているものがあった。</p> <p>市副市長以下専決規程では、予定価格の金額に応じて契約決裁権者が定められている。当初予定価格が権限の範囲内に収まるように分割して契約することは、予算の効率的執行の面からも適切でない。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>指摘された物品購入については、令和4年度用の市税証明窓口用封筒作成から技術監理局契約課においての一括契約に処理方法を改め、契約課で実施した電子入札（見積競争会）の結果、令和4年1月19日に契約を行った。</p> <p>今後、同様の事例が生じないようにリスク評価シートや業務マニュアルに今回の指摘事項について記載し、職員に対しても、今回指摘を受けた事例について周知を行った。</p> <p>なお、事務の見直しにより、令和5年度用の市税証明窓口用封筒から作成を行わないこととした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ウ 財産管理</p> <p>(ア) <u>原動機付自転車等標識管理について</u></p> <p>(東部市税事務所市民税課)</p> <p>原動機付自転車等標識（以下「標識」という。）の管理について、担当者及び係長のみによる日々の在庫管理は行っていたが、物品管理者である所属長による管理は行われていなかった。</p> <p>市市税条例では、新たに原動機付自転車又は小型特殊自動車に係る軽自動車等の所有者となった者は、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の呈示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならないとされており、交付された標識により軽自動車税の課税、非課税が特定されるものである。また標識は、市が購入し賦課徴収事務のため交付するものであるから、財産としての管理を行う必要がある。</p> <p>市会計規則及び物品管理要領では、物品管理者は、所管に属する物品を適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況を把握しておかなければならず、台帳等関係帳簿を的確に整備し、常に関係帳簿と照合・点検しておくこととされている。</p> <p>標識については、紛失・盗難などにより悪用されるリスクもあることから、適正な在庫管理を行われたい。</p>	<p>指摘された点については、今後、同様の間違いが生じないように、令和3年10月から標識受付簿に在庫数を記載するとともに、月末に所属長に在庫数を報告し決裁を受けることとした。併せて、リスク評価シートを更新し、適正な事務処理を行うよう対策を講じた。</p> <p>また、実査後、ただちに本件を課内職員へ周知するとともに、令和3年10月1日に係内研修を実施し、今回の指摘事項を改めて職員へ周知し、再発防止に向けて注意喚起を行った。</p> <p><局全体の対応について></p> <p>今回指摘があった3課については、実査後ただちに改善を行い、適正に対応しているところであり、事務改善会議や研修で職員への周知やリスク評価シートの更新も行い、再発防止を徹底しているところである。</p> <p>また、今回の指摘事項については、局内全体にメールで周知し、情報共有を行っている。</p>

北九州市監査公表第20号

令和4年7月29日

北九州市監査委員	小林	一彦
同	廣瀬	隆明
同	森本	由美
同	渡辺	均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
港湾空港局
- 3 監査の期間
令和3年7月9日から令和4年2月3日まで
- 4 監査公表の時期
令和4年2月21日（令和4年監査公表第6号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 港湾空港局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 物品管理</p> <p>(ア) <u>公の施設の指定管理に係る備品管理</u>について</p> <p>(港営課)</p> <p>指定管理者制度を導入している北九州市旧門司税関の備品のうち、市が調達した備品について、総合財務会計システムへの登録によらず、基本協定書の備品台帳（紙媒体）により管理していた。</p> <p>その管理状況を確認したところ、規格や取得時期等が同一の備品をまとめて整理しているほか、備品の識別に用いる備品整理票を貼付することなく指定管理業務の用に供するなど、1品ごとの管理を徹底していなかった。</p> <p>また、施設の維持管理に係るモニタリングにおいて適正な実地調査が行われておらず、基本協定書の備品台帳と現物との差異を把握していなかった。</p> <p>市会計規則及び物品管理要領では、所管に属する物品を適正かつ効率的に管理し、常にその使用状況を把握しておかねばならず、台帳等関係帳簿を正確に整備し、常に関係帳簿と照合・検査をしておくこととされている。</p> <p>また、備品はすべて整理票その他の方法により、分類表示して管理しなければならないとされている。</p> <p>市指定管理者制度ガイドラインでは</p>	<p>今回の指摘を受け、令和3年11月に、北九州市旧門司税関のすべての備品について、総合財務会計システムでの備品登録及び備品整理票の貼付を行った。さらに、施設の維持管理に係るモニタリングにおいて、1品ごとの照合を行った。</p> <p>また、再発防止策として、リスク評価シートへの追記を行うとともに、令和4年3月24日の事務改善会議で課内研修を実施し、職員に周知した。</p> <p>今後も、モニタリング時に複数の職員で確認する等、適正な実地調査を行うとともに、指定管理者との連絡調整・情報共有を密に行い、備品の異動が生じた際にも、1品ごとの管理を徹底していく。</p> <p>局全体の対応としては、令和4年2月22日の局内幹部会において、指摘事項について情報共有し、適正な事務処理を行うよう注意喚起した。</p> <p>また、事務のチェック体制の強化を図るため、同月10日、行政委員会事務局から講師を招き、係長職以上を対象とした監査研修を実施した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>、指定管理者による管理の適正を期するため、本市の財産としてふさわしい維持管理がなされているかを毎年度定期的に調査することとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	